

資料 3－1

グリーンインフラ推進戦略 2030(案)

令和〇年〇月

国土交通省

目次

はじめに	3
本戦略の全体構成・各主体の役割	5
第1章 グリーンインフラをとりまく社会経済情勢と社会課題	8
1. 持続的で快適な都市・生活空間の形成	8
2. 防災・減災	9
3. 暑熱対策	10
4. 生物多様性の確保	10
5. 地域経済の活性化	11
6. 温室効果ガスの削減	11
7. 循環型社会の形成	12
第2章 グリーンインフラの定義・基本的な考え方	13
1. 定義・基本的な考え方	13
2. 実装に向けた主な留意点	17
第3章 グリーンインフラが目指す社会像	20
1. グリーンインフラの活用が当たり前の社会	20
2. 自然共生社会	20
第4章 グリーンインフラの更なる実装に向けた基盤づくり	22
1. 基盤づくりに関するこれまでの取組と課題	22
2. 基盤づくりに関するこれからの方針	23
第5章 社会課題解決に向けたグリーンインフラの実装	27
1. 持続的で快適な都市・生活空間の形成に資するグリーンインフラ	27
2. 防災・減災に資するグリーンインフラ	29
3. 暑熱対策に資するグリーンインフラ	30
4. 生物多様性の確保に資するグリーンインフラ	30
5. 地域経済の活性化に資するグリーンインフラ	31
6. 温室効果ガスの削減に資するグリーンインフラ	33
7. 循環型社会の形成に資するグリーンインフラ	34
第6章 計画の進捗管理（ロードマップ及びフォローアップ）	35
1. 基盤づくりに関する取組の進捗管理	35
2. グリーンインフラの実装に関する施策の進捗管理	39
付録 他省庁で推進するグリーンインフラ	43
1. 環境省における取組	43
2. 農林水産省における取組	46

1 はじめに

2

3 我が国は、四方を海に囲まれ、海岸線から山林に至るまで複雑で変化に富んだ地形を有
4 しており、古来より自然の特徴を活かしつつ自然と調和した営みが行われ、地域特有の歴
5 史、生活、文化等を形成してきた。また、日本が近代的国家を目指した明治維新以降は、
6 その時々の社会的要請を踏まえて、自然の多様な機能を活用したインフラ整備が進められ
7 てきた。

8 このような経緯等を踏まえて、「グリーンインフラ」という言葉が「第二次国土形成計画」
9 (2015年8月14日閣議決定)に政府の文書で初めて位置づけられた。その後も、様々な政
10 府の計画でグリーンインフラが位置づけられており、グリーンインフラ官民連携プラット
11 フォーム(2020年設立)を通じた官民における取組の進展などによって、グリーンインフ
12 ラの実装、整備や取組に関わるステークホルダーの拡大等が図られてきた。

13 また、国土交通省においては、有識者からなる「グリーンインフラ懇談会」の議論を踏
14 まえ、2019年にグリーンインフラ推進戦略を策定・公表し、グリーンインフラの定義や特徴・
15 意義を整理するとともに、多様な主体が連携して取り組む必要性や国土交通省が実施すべ
16 き施策の方向性を示した。

17 その後、「第三次国土形成計画」(2023年7月28日閣議決定)の中で、「グリーン国土の
18 創造」が重点テーマとして掲げられ、同年9月には、本格的な実装フェーズへの移行を打
19 ち出すとともに、取組にあたっての視点や国土交通省の取組を総合的・体系的に整理した
20 「グリーンインフラ推進戦略2023」(以下「前戦略」という。)を策定・公表した。

21 前戦略によって、多様な主体の連携によるグリーンインフラの実装が進展し、グリーン
22 インフラ官民連携プラットフォームの会員数も2,000者を超えるなど、我が国におけるグ
23 リーンインフラの概念が一定程度定着してきており、実装だけではなく、より効果的な導
24 入手法の研究なども進展しつつある。

25

26 このような中、前戦略の策定から現在に至るまでの間に、国内外におけるグリーンイン
27 フラをとりまく社会情勢にも大きな変化が生じている。

28 国内では、「第六次環境基本計画」(2024年5月21日閣議決定)において、環境政策の最
29 上位の目標として「ウェルビーイング/高い生活の質」が掲げられ、「土地基本方針」(2024
30 年6月11日閣議決定)では、これまでの宅地化等を前提とした土地政策から軸足を移した
31 「サステナブルな土地の利用・管理」の実現が掲げられた。また、「地球温暖化対策計画」
32 (2025年2月18日閣議決定)では、新たな温室効果ガス削減目標が決定され、「第1次國
33 土強靭化実施中期計画」(2025年6月6日閣議決定)では、「災害外力・耐力の変化」、「社
34 会状況の変化」、「事業実施環境の変化」という3つの変化に対応しながら国土強靭化施策
35 の推進を図っていくこととされた。

36 さらに、2027年3月から神奈川県横浜市で開催される「GREEN×EXPO 2027」では、サブ

1 テーマの1つである「自然との調和」の中で、グリーンインフラにより、持続可能で安全
2 かつ魅力ある都市の土台づくりを世界に向けて提案することが位置づけられている。

3 加えて、2023年に自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)の提言が公表され、今
4 後、国内においても、脱炭素と同様に情報開示の動きが進むことが見込まれている。また、
5 イギリスでは2024年に、生物多様性を開発前より10%以上増加させるよう開発事業者に義
6 務付ける「生物多様性ネットゲイン(BNG)」を国レベルで初めて法制化した。さらに、自
7 然を活用して社会課題の解決につなげる取組であるNbS(自然を活用した解決策:Nature-
8 based Solutions)の考え方方が世界的に注目されており、世界各国においてNbSの推進に向
9 けた取組が始まっている。

10

11 このような背景を踏まえ、2025年2月から「グリーンインフラ懇談会」を開催し、新たなグリーンインフラ推進戦略のあり方について精力的にご議論いただいた。

12 議論の過程では、2025年3月にグリーンインフラの今後の方向性に関する「中間整理」
13 を行い、その内容が2025年6月に策定した「国土交通省環境行動計画」(以下「環境行動
14 計画」という。)の内容に反映されるとともに、「グリーンインフラの活用が当たり前の社会」
15 を目指していくことが重点分野の中で位置づけられた。

16 本戦略では、環境行動計画に係る実行計画としての位置づけを明確化するとともに、環
17 境行動計画に準拠する形で、2030年度までを計画期間として位置づけることとした。

18 本戦略の名称は、計画期間の最終年が2030年度であることや、2030年はネイチャー・ボ
19 ジディティブやNDCの目標年であり、環境政策における節目の年であることなども踏まえ「グ
20 リーンインフラ推進戦略2030」とする。

21

22 本戦略を踏まえ、国土・都市・地域づくりを担う国、自治体、まちづくり事業者をはじめ、
23 国民、市民団体、地域コミュニティに至るまでの多様な主体がグリーンインフラを実
24 装していくことを期待する。

1 本戦略の全体構成・各主体の役割

2 本戦略は、グリーンインフラの活用推進に関する基本的な方針を示すものであり、全6
3 章により構成される。

4 第1章では、グリーンインフラの実装により解決が期待される社会課題を7つの項目に
5 分けて整理し、第2章では、グリーンインフラの新たな定義を示すとともにグリーンイン
6 フラの主な特徴及び留意点を記載している。

7 第3章では、グリーンインフラが目指す社会像を示し、第4章では、グリーンインフラ
8 の更なる実装に向けた基盤づくりに関する取組を「6本柱」ごとに整理した。

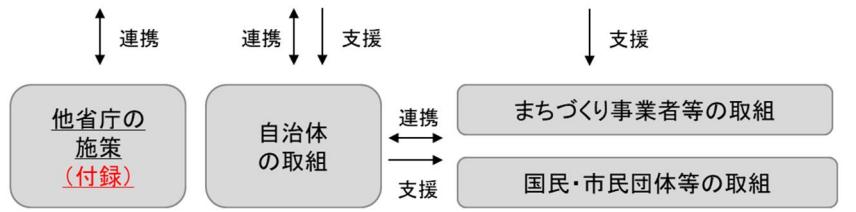
9 第5章では、第1章で整理した7つの社会課題に対応する国土交通省各局が所管する
10 施策及びグリーンインフラ官民連携プラットフォームの取組を体系的に整理し、第6章で
11 は、第4章の6本柱及び第5章の代表的な施策について、2030年までのロードマップと
12 して示している。なお、他省庁の施策・取組については最後に付録として掲載している。

グリーンインフラの活用が当たり前の社会 【第3章】

グリーンインフラの定義【第2章】

『自然の多様な機能を活用した社会資本』

国土交通省各局の施策 【第5章・第6章】



社会経済
情勢
社会課題
【第1章】

解決

基盤となる6本柱【第4章・第6章】

関係する他省庁施策は(付録)

- 機運理解
- 効果の見える化
- 環境整備
- 資金調達
- 技術DX
- 国際展開

13

14

図 1 本戦略の構成

15

16 グリーンインフラの更なる実装には、国、自治体、まちづくり事業者をはじめ、国民、
17 市民団体、地域コミュニティに至るまでの多様な主体がそれぞれの立場に応じた役割分担
18 の下で取組を行うことが重要である。

19 国が果たすべき役割及び地方公共団体、民間事業者、市民団体、国民のそれぞれに期待
20 される役割は以下の通りである。

1
2 <国>
3 (国土交通省)

4 国土交通省は、グリーンインフラに関する各種取組をとりまとめ、グリーンインフラ推
5 進戦略などによって、各主体の取組の方向性や役割分担などグリーンインフラの更なる実
6 装に向けた全体の方向性を提示するとともに、グリーンインフラ官民連携プラットフォームの取組や各種広報活動等によりグリーンインフラに関する普及啓発・理解醸成を図ることにより、各主体の取組を促進する基盤づくりを進める。

7
8
9 また、直轄事業等の実施により都市、河川、道路、港湾等の様々な公共空間においてグ
10 リーンインフラの実装を行う。
11

12 (国土交通省以外の各省庁)

13 各省庁が所管するグリーンインフラに関する施策の実装を行うとともに、グリーンイ
14 ンフラと類似する概念や関係性が深い施策に関して、施策間でコンフリクトが発生しない
15 よう、関係省庁間での連携や協力体制の構築等を進める。

16
17 <地方公共団体>

18 地方公共団体は、部局横断的に連携体制を構築し、公共事業等の実施により都市、河川、
19 道路、港湾等の様々な公共空間におけるグリーンインフラの実装を担いつつ、行政計画に
20 グリーンインフラを位置付けるなど、地域における目標や方向性などを提示することによ
り、地域におけるグリーンインフラの取組の中心的な担い手となることが期待される。

21
22 また、地域におけるグリーンインフラの実装に向けて、地域の多様な主体が行う活動を
23 支援するとともに、各種広報活動等により、グリーンインフラに関する普及啓発・理解醸
24 成を図り、地域における取組を促進することが期待される。

25
26 <まちづくり事業者等（民間事業者）>

27 グリーンインフラは公共施設のみではなく、民間の施設・敷地を含め、まちづくり全体
28 として取り組むことが重要であることから、まちづくり事業者は、官民連携事業等を通じ
29 て公共空間におけるグリーンインフラの実装を行う他、民有地におけるグリーンインフラ
30 の積極的な実装を行うことが期待される。

31
32 また、民間事業者は経済活動の中心となる主体であり、グリーンインフラの効率的・効
33 果的な実装に向けた技術開発やグリーンインフラに関する事業への持続的な投資による
34 ビジネスチャンスの創出において主体的な役割を果たすことが期待される。

35
36 さらに、グリーンインフラは持続可能な国土づくりに資するものであるため、リスクマ
ネジメントの視点からも参画が期待される。

37 <市民団体>

38 市民団体は、計画・設計段階から地域のニーズやアイデアの提示などを行い、地域の特
39 性に合ったグリーンインフラの実装に向けた共創のパートナーとしての役割が期待され
40 る。

1 また、グリーンインフラを市民活動の場や地域コミュニティの拠点として積極的に活用
2 し、グリーンインフラの効果を享受できる人を増やすとともにその効果の波及に貢献する。

3 さらに、グリーンインフラの施設管理者と連携して維持管理を行い、その効果を持続的
4 に維持・増大させる役割を担うことも期待される。

5 <国民>

6 国民は、グリーンインフラの実装過程において、地域の課題やニーズを踏まえた提案
7 を行い、地域の特性に応じたグリーンインフラの実装に貢献していくことが期待される。

8 また、個人宅などにおいてもグリーンインフラを積極的に実装していくことが期待さ
9 れる。

10 さらに、市民活動などを通じてグリーンインフラの維持管理活動に参加し、その効果
11 を持続的に維持・増大させる役割を担うことも期待される。

12 (参考) 本書の使い方

13 国、自治体、まちづくり事業者をはじめ、国民、市民団体、地域コミュニティに至るま
14 での多様な主体がグリーンインフラに関するが、前述した各主体の役割を踏まえた本
15 書の使い方の例を以下に示す。

	第1章 (社会課題等)	第2章 (定義等)	第4章 (基盤づくり)	第5章 (実装)	第6章 (ロードマップ)
国 (国交省以外の各省 等)	・グリーンインフラに関する施策を計画・実装するに当たり参考にしたい。等	・所掌する施策とグリーンインフラの関係性を知りたい。等	・グリーンインフラに関する施策を計画・実装するにあたり基盤的な取組の方向性を知りたい。等		
自治体	・自治体の各種計画にグリーンインフラを位置づける際に参考にしたい。等	・関係部局が連携してグリーンインフラの実装を行う際に対象となる範囲を把握したい。 ・実装する際に留意すべき事項を知りたい。等	・効果の見える化や資金調達の方向性・ポイントを知りたい。等	・国交省が行っているグリーンインフラの具体的な施策を知りたい。等	・基盤づくり(第4章)に係る今後の施策展開を知りたい。 ・国交省の代表的な施策に係る今後の見通しを知りたい。等
まちづくり事業者 (民間企業等)	・事業を計画する際や開示レポートの作成に当たり参考にしたい。等	・実装する際に留意すべき事項を知りたい。等	・新技術の活用の方向性や今後の国際展開の方向性を知りたい 等		
国民・市民団体	・グリーンインフラをとりまく状況がどのようにになっているのか知りたい。等	・グリーンインフラとは何か知りたい。等	・グリーンインフラ官民連携プラットフォームの活動内容等を知りたい 等		

1 第1章 グリーンインフラをとりまく社会経済情勢と社会課題

2 人類の活動は、地球の環境収容力（プラネタリー・バウンダリー）を超えることがある。気
3 候変動や生物多様性の損失などの環境関連リスクに対応するため、グリーン・トランシ
4 フォーメーション（GX）等の環境を軸とした新たな経済・社会システムへの変革が急務と
5 なっている。

6 また、我が国はレジリエントで安全・安心な社会の構築などの問題、少子高齢化問題、
7 都市の過密と地方の過疎の問題、食料などの資源問題といった多岐にわたる社会課題も
8 抱えている。

9 以下、グリーンインフラの実装による対応が期待される社会課題を7つ提示する。
10

11 1. 持続的で快適な都市・生活空間の形成

12 少子高齢化の進展により、長年続いた人口増加が人口減少へと転換し、高齢者人口
13 が急増していく中で、高齢者が安心して生活し活躍することができる社会、かつ、こ
14 どもを生み育てやすい社会を構築することが大きな課題となっている。

15 子どもから高齢者まで全ての世代が安心して生活できるためには心と体の健康を
16 保つことが重要であり、その重要性は物質的な豊かさの向上を背景により一層高まっ
17 ており、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す持続可能な開発目標（SDGs）
18 の一つとして、あらゆる年齢のすべての人々のウェルビーイングを促進することが位
19 置づけられている。

20 また、人々の健康には地域が健康であることが必要であり、そのためには、地球環境
21 や生態系が健全でなければならない。すなわち、人・動物の健康と環境の健全性は、
22 生態系の中で相互に密接につながり、強く影響し合う一つのものであり、このような
23 考え方は「ワンヘルス」（One Health）と呼ばれ注目されている。

24 さらに、新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、緑豊かで開放的な環境の下で散
25 策・遊び・休息・スポーツなど健康的な生活に欠かせない活動を楽しめる貴重なオ
26 プンスペースの価値が再認識された。

27 このような状況を踏まえ、都市・生活空間の基盤であるインフラを適切に管理しな
28 がら、高齢者、障害者、子ども、子育て世代など、全ての人が安全・安心で不自由な
29 く生活できる暮らしやすい都市・生活空間の実現が求められている。

30 豊かな社会を継承しより一層発展させていくためには、水が人類共通の財産である
31 ことを再認識し、水が健全に循環しそのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、
32 健全な水循環を維持又は回復するための施策を包括的に推進していくことが不可欠
33 である。

34 水循環に関する課題は、水源の保全と涵養、地下水の保全と利用、生態系の保全な
35 ど様々であるとともに、人口、産業構造、経済社会、自然環境など、地域の実情に応
36 じて水循環の在り方も異なる。そのため、これらの複雑な課題等に対応するため、流

域総合水管理の考え方を踏まえた取組を全国に展開していく必要がある。

また、近年、食料の安定供給・農林水産業の持続的発展と地球環境の両立が強く指摘されている。気候変動による大規模災害の頻発や、生物多様性の急速かつ大規模な損失、地域によっては病害虫のまん延や地力の低下等の生産現場への影響が深刻化している。自然や生態系の持つ力を巧みに引き出して行われる食料生産・農林水産業において、その活動に起因する環境負荷の軽減を図り、豊かな地球環境を維持することは、生産活動の持続的な展開に不可欠であり、次世代に向けて国際社会が取り組まなければならない重要な緊急の課題である。

日本では、古来より自然の特徴を活かしつつ自然と調和した営みが行われ、地域特有の歴史、生活、文化等を形成してきた。全国津々浦々に自然の特徴を活かしつつ自然と調和した営みにより形成された自然が存在することから、地域住民をはじめとする多様な主体が参画する取組を通じて、地域特有の環境・社会・経済の基盤である自然を持続的に維持管理することが求められている。このような我が国の自然共生の在り方は世界から非常に注目を集めており、我が国自身がそうした考え方をモデルとした国土づくり、地域づくり、都市づくりを図るべきである。

2. 防災・減災

地震、津波、洪水、内水、高潮、豪雪、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫等の自然災害等の国家の危機に打ち勝つためには、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に防災・減災、国土強靭化の取組を進めていくことが重要である。

災害に対する国全体の強靭性（レジリエンス）を向上させるためには、「発災そのものを抑制する」「たとえ発災してもその被害を小さくする」「速やかに復旧する」という3点を効果的に連携させて施策を展開していくことが重要とされている。

また、大規模地震後の復旧には相応の時間が必要であり、その間に火山噴火や風水害等が発生する可能性もあるため、複合災害を想定し、震災と火山災害・水害等の双方に有効な事前防災を推進することが重要である。

一度自然災害が発生すると、災害対応拠点となる避難者受入施設・医療機関等の環境を構築し、順次改善・充実させる必要がある。

気候変動の影響による極端な大雨の増加や洪水等の自然災害が激甚化・頻発化しており、今後予測される気候変動による被害を軽減するため、関係省庁・自治体等、多様な関係者の連携・協働の下に取り組んでいく必要性が高まっている。

こうした状況を踏まえ、我が国全体の気候変動適応策の強化を図るため、2021年10月に「気候変動適応計画」が閣議決定され、政府一体となって同計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進しているところである。

環境行動計画においては、流域治水の加速化・深化、治水計画の見直し、防災気象情報の精度向上等、ハード・ソフトが一体となった「気候変動適応策」を進めるとともに、治水に加え利水・環境も流域全体であらゆる関係者が協働して取り組む「流域総合水管理」を推進することとしている。

治水計画については、「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める方針とされている。

3. 暑熱対策

気候変動の影響により国内の年平均気温が上昇しており、熱中症による救急搬送人員や死亡者数は高い水準で推移している。このような状況の中、熱中症による被害やヒートアイランド現象を防ぐため、「熱中症対策実行計画」（2023年5月閣議決定）及び「ヒートアイランド対策大綱」（2013年5月）に基づく取組が推進されている。

熱中症対策は、住民への呼びかけや極端な高温の発生時における暑さを避ける場の利用促進等、住民への直接的な働きかけや対策が極めて重要である。「熱中症対策実行計画」では、このような活動を行う主体である地方公共団体等の地域の取組を進めいくため、先進的な取組を共有・活用しつつ、全ての関係組織や機関が連携し、一体となって対策を進めることとしている。

環境行動計画においては、生活環境向上に資するヒートアイランド対策や都市の暑熱対策を進め、気候変動に適応できる社会を形成していくための施策として、緑化等の推進、新技術の創出などの取組を位置づけている。

また、まちなかの暑さ対策を進めるためには、ヒートアイランド現象を緩和して都市の気温を和らげる対策と局所的に人が感じる暑さを和らげる対策が重要である。

4. 生物多様性の確保

生物多様性は、世界的には人類史上これまでにない速度で損失している。2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとることが2030年ミッションとして掲げられた。

国内においても、生物多様性は過去50年間損失し続けているとされており、我が国では、上記枠組の採択を受け、2023年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定され、2030年までに自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「2030年ネイチャーポジティブ：自然再興」に向けて、本戦略に基づき政府全体で自然共生・生物多様性に係る取組を進めている。

本戦略では、取組の柱として位置付けられている5つの基本戦略の1つに「自然を活用した社会課題の解決」を掲げ、自然環境を社会・経済・暮らし・文化の基盤として再認識し、自然の恵みを活かして多様な社会課題の解決につなげることを推進していくこととしている。

国内外の企業や投資家においても生物多様性の保全に対する関心が高まっており、

1 2023 年 9 月には、「自然関連財務情報開示タスクフォース」(TNFD)において、「TNFD 最
2 終提言 v1.0」が公表された。

3 2025 年 10 月に公表された「生物多様性及び生態系サービスに関する総合評価 2028
4 (JB04 : Japan Biodiversity Outlook 4) に向けた中間提言」においては、我が国の
5 生物多様性は全体として損失傾向にあると考えられ、特に里地里山や二次草地などで、
6 自然環境を保全・再生・創出する活動の重要性が増しているとしている。また、生物多
7 様性国家戦略の状態目標全体として、達成に向けて順調なものは限られていたことか
8 ら、2030 年ネイチャーポジティブの実現に向けては、産官学民が連携・協働し、引き
9 続き多角的な取組を実施・加速化することが必要とされている。

10 11 5. 地域経済の活性化

12 我が国の国際競争力が相対的に低下しており、国際市場における自国の優位性を高
13 めるため、デジタルトランスフォーメーション (DX) やグリーントランスフォーメー
14 ション (GX) 等の国際的な潮流を踏まえた都市再生が重要となっている。

15 また、地方都市では、人口減少、少子高齢化に加え、地域経済の縮小、中心市街地
16 の衰退といった問題に直面し、ヒト・モノ・カネの域外への流出が続いている状況で
17 あり、こうした状況に対処するには、民間の消費、投資を喚起するようなまちづくり
18 を進めていくことが重要である。

19 近年は土地の過少利用に起因する管理不全や放棄、これに伴う外部不経済の発生等
20 が政策課題として顕在化しており、適正な利用・管理の確保が重要となっている。

21 また、デジタル化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による地方への移住や
22 二地域居住、ワーケーションの増加など人々の働き方・暮らし方の変化を契機とした、
23 人や企業の地方分散の推進なども重要な課題となっている。

24 25 6. 温室効果ガスの削減

26 我が国を含む世界中で、極端な高温、気象災害等が多発しており、気候変動対策は
27 国際社会が一体となって直ちに取り組むべき重要な課題となっている。

28 2023 年に開催された気候変動枠組条約第 28 回締約国会議 (COP28) においては、現
29 状各国が掲げる CO2 削減目標を積み上げてもパリ協定の「1.5°C 目標」が達成できない
30 ことが明らかになり、対策強化の重要性が強調されている。

31 我が国においては、2020 年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル」の実現を目指
32 すことを宣言し、その後、2025 年 2 月には「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、
33 新たな温室効果ガス削減目標として、2035 年度、2040 年度において、2013 年度から
34 それぞれ 60%、73% 削減することを目指すこととされた。また、地球温暖化対策の推
35 進に当たっては、我が国の経済活性化、雇用創出、地域が抱える問題の解決、そして
36 SDGs の達成にもつながるよう、地域資源、技術革新、創意工夫をいかし、AI、IoT、
37 デジタルツイン等のデジタル技術も活用して DX を進めながら、環境・経済・社会の統
38 合的向上に資するような施策の推進を図ることとしている。

1 環境行動計画においては、「国土交通 GX」に向けて、関係省庁・経済界と連携を深
2 め、くらし・移動の徹底した省エネ化、各輸送モードとインフラの両面から取り組む
3 クリーンエネルギーへの移行、ライフサイクル全体での脱炭素化、インフラを最大限
4 活用した再エネの供給拡大、吸収源対策等を推進することとしている。
5

6 7. 循環型社会の形成

7 環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の実現に向けて、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減
8 される循環型社会の形成が求められている。

9 また、地域的・国際的な緊張の高まりを背景とした資源価格の高騰や重要鉱物の供
10 給途絶への懸念から、資源国において資源ナショナリズム的な動き等が活性化しており、経済安全保障上の大規模なリスクとなっている。

11 こうした背景を踏まえ、経済安全保障や産業競争力強化の観点から、「循環経済」の取組の重要性が増してきており、EU やアメリカでは、循環経済を計画や戦略という形で打ち出している。

12 我が国においても、2024 年 8 月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、同年 12 月には「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ」を取りまとめ、取組を加速させている。

13 循環型社会の形成に向けては、経済社会システムそのものを循環型に変えていく必要があるため、分野間の連携の促進を図りながら、再生資源を利用した生産システムの構築、資源投入量の減少と廃棄物の発生を抑制、循環経済拠点の整備等の取組を推進することとしている。

1 第2章 グリーンインフラの定義・基本的な考え方

2 1. 定義・基本的な考え方

【定義】

『グリーンインフラとは、自然の多様な機能を活用した社会資本であり、将来にわたり持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくり及びウェルビーイング向上に貢献するもの。これは、人と自然の関わりから形成されるものであり、戦略的な計画、持続的な維持管理、幅広いステークホルダーの参画などを通じてより大きな効果の発現が期待できる。』

4 【Definition of Green Infrastructure】

5 Green Infrastructure is physical asset for society that utilizes various
6 functions of nature, and contributes to realizing sustainable and attractive
7 national lands, cities and communities as well as improving well-being into the
8 future. Green Infrastructure is developed in the relationship between people
9 and nature, and its larger effects can be expected from strategic planning,
10 sustainable maintenance and wide range of stakeholder involvement.

12 (1) 用語解説

用語	解説
自然の多様な機能	自然の生態学的プロセスや進化のプロセスを通じて発現する働きであり、IPBES ¹ によって18項目に分類されている。なお、「自然」には、原生的な生態系だけでなく、二次林、里山、都市緑地などの人為的に改変されたものも含まれる。
社会資本	広く社会一般に利害・影響を持つ性質を持つ財である。これには、民間所有の緑地など、公共的機能を果たす非公的な財も含まれる。
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいう。
人と自然の関わりから形成される	自然と人間が相互関係を有する状態 ² を指す。
戦略的な計画	技術、政策等に裏付けられ、グリーンインフラの効果を最大限發揮させるための計画等をいう。
持続的な維持管理	自然の多様な機能を持続的に発揮・向上させるために、グリーンインフラを適切に保全・管理・育成する活動である。
ステークホルダー	関心や利害を持つ個人、グループ、または組織であり、組織の活動に影響を与える、または影響を受ける存在である。

13

1 「IPBES 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 政策決定者向け要約」 © 2019、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォーム (IPBES)

<https://www.iges.or.jp/jp/pub/ipbes-global-assessment-spm-j/ja>

2 人間が自然を活用するだけでなく、自然から人間が恩恵を受ける場合も含まれる。よって、山奥の手つかずの森林などもグリーンインフラに含まれる。

コラム：NbS（自然を活用した解決策）

NbS（Nature-based Solutions：自然を活用した解決策）とは、健全な自然生態系が有する機能を活かして、多様な社会課題の解決を図る取組である。2022年に開催された第5回国連環境総会再開セッション（UNEA5.2）において採択された決議において、NbSは「社会、経済、環境課題に効果的かつ順応的に対処し、同時に人間の福利、生態系サービス、強靭性、生物多様性への恩恵をもたらす、自然の又は改変された陸上、淡水、沿岸、海洋生態系の保護、保全、回復、持続可能な利用、管理のための行動」とされている。NbSは、社会課題に対応する異なるアプローチを統合する「傘」としての役割を果たすコンセプトであり、EbA（Ecosystem-based Adaptation：生態系を基盤とした気候変動適応）やEco-DRR（Ecosystem-based Disaster Risk Reduction：生態系を活用した防災・減災）などの概念を包含するものである。本推進戦略におけるグリーンインフラの定義を踏まえると、NbSは、グリーンインフラを活用することと類似する取組だといえる。

米国や欧州ではNbSの推進に向けた施策が進められている。また、世界銀行など金融分野ではNbSへの投資促進に取り組み始めている。国連気候変動枠組条約や生物多様性条約の会議等においてもNbSに関する議論が定着しつつあり、国際的に関心が広がっている。

執筆：環境省

1

2 (2) 効果

3 グリーンインフラは、自然の多様な機能をインフラとして活用することで発揮される
4 環境的効果、社会的効果、経済的効果を有する。また、その効果の相乗効果によって、
5 ウェルビーイングの向上も期待される。この機能と効果の関係は1対1の関係ではなく、
6 1つの機能が複数の効果をもたらす場合もあれば複数の機能の相乗により1つの
7 効果をもたらす場合もある。なお、それぞれの効果は相互に関連しており、厳密に分け
8 られるものではない。

9

10 ◆ 「環境的効果」とは人間を取り巻く生活環境を支える以下のような効果を指し、社
11 会的効果・経済的効果の基盤となるものである。

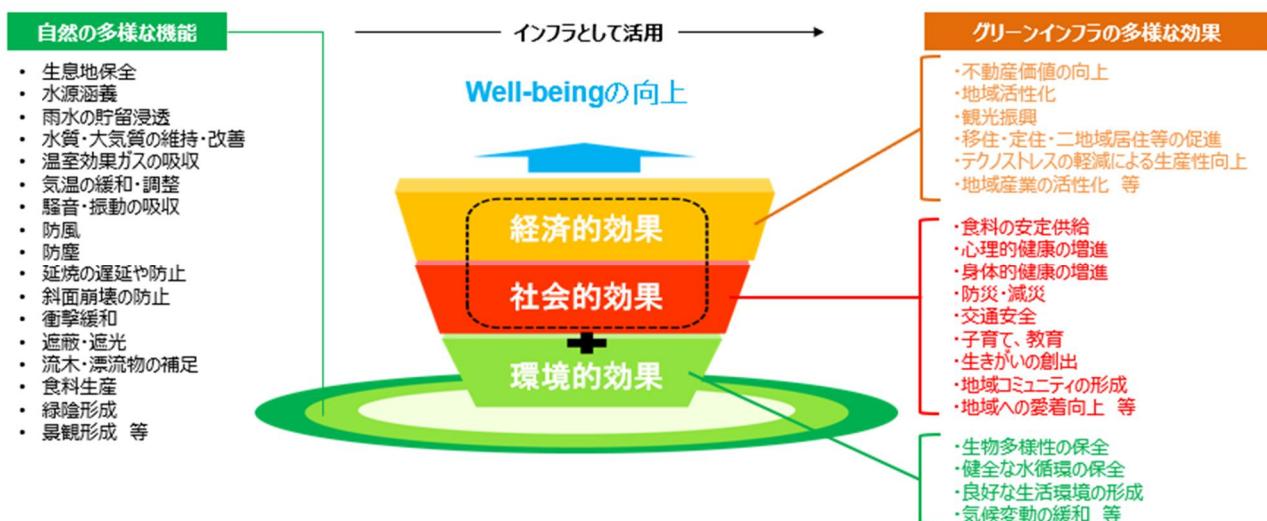
- 12 • 自然の生息地保全機能による**生物多様性の保全**の効果
13 • 水源涵養、水質の維持・改善等による**健全な水循環の保全**の効果
14 • 水質・大気質の維持・改善、蒸発散等による気温の緩和・調整、騒音・振動の吸
15 収、防風、防塵、緑陰形成、景観形成などの機能による**良好な生活環境の形成**の
16 効果
17 • 温室効果ガスの吸収による**気候変動の緩和**効果 等

18 ◆ 「社会的効果」とは人間が安心安全かつ健康的に社会活動を行うための以下のよう
19 な効果を指す。

- 20 • 食料生産の場として利用することで得られる**食料の安定供給**効果
21 • 自然による心理的安定、ストレス緩和などの**心理的健康の増進**効果

- 1 ・ スポーツ、散歩などの身体的運動の場として利用することで得られる**身体的健康の増進効果**
- 2
- 3 ・ 延焼の遅延や防止、災害時の避難路・避難場所等の形成、雨水の貯留浸透、斜面崩壊の防止、津波エネルギーの軽減、流木・漂流物の補足等による**防災・減災効果**
- 4
- 5 ・ 遮光、視線誘導、交通分離、指標、衝撃緩和などの機能による**交通安全効果**
- 6
- 7 ・ 環境教育、子育て環境の場として利用することで得られる**子育て・教育効果**
- 8
- 9 ・ グリーンインフラを継続的に利用することで得られる**生きがいの創出、地域コミュニティの形成、地域への愛着向上などの効果** 等
- 10
- 11 ◆ 「経済的效果」とは人間の経済活動に資する以下のような効果を指す。
- 12 ・ 良好的な空間形成による**不動産価値の向上**に資する効果
- 13 ・ 魅力あるパブリックスペースを活用した**ぎわいの創出効果**
- 14 ・ 地域の歴史・文化と一体となった地域資源を活用した**観光振興**や、**移住・定住・二地域居住等の促進**に係る効果
- 15
- 16 ・ テクノストレスの軽減による**生産性の向上効果**
- 17 ・ 林業・農業の振興による**地域産業の活性化**などの効果 等
- 18
- 19
- 20 ・

図 2 自然の機能とグリーンインフラの多様な効果



コラム：存在効果・利用効果

公園緑地の効果は一般的に存在効果と利用効果に大別される。

「存在効果」とは公園緑地が存在することによって都市機能、都市環境など都市構造上にもたらされる効果であり、「利用効果」とは公園緑地を利用する都市住民にもたらされる効果である。

これはグリーンインフラにも適応できる考え方であり、どのようなプロセスで自然の多様な

機能がグリーンインフラの多様な効果として現れるのか理解するのに役立つ。例えば、街路空間に樹木を植えると樹木が存在するだけで緑陰が形成され、大気質が改善されるなどの「存在効果」を得ることができる。さらに樹木がある街路空間でランニングをしたり、机を置いて滞在空間として利用したりすることで身体的健康の増進や地域コミュニティの活性化などの「利用効果」も得ることができる。

存在効果を得ようとする場合、目的が水害対策であれば流域において水源涵養や雨水貯留に適している場所、暑さ対策であれば人通りが多い場所などニーズがある場所でグリーンインフラを保全・創出することが重要である。

利用効果を得ようとする場合、目的が高齢者の運動不足解消であれば高齢者が多い場所に歩きたくなる空間をつくるなど「利用者」や「利用方法」を意識してグリーンインフラを活用することが重要である。

このように、効果は「存在効果」と「利用効果」に大別できることを意識することでより効果的にグリーンインフラを活用できる。

出典：令和5年度版公園緑地マニュアル（2023年6月、一般社団法人 日本公園緑地協会）を元に記載

1

2 (3) 主な特徴

3 グリーンインフラの定義・効果を踏まえた主な特徴としては、以下のものが挙げられる。

4

5 (複数の社会課題への対応)

6 自然が多様な機能を有することから、グリーンインフラは複数の社会課題への対応
7 策となり得る。例えば、温室効果ガス吸収機能や雨水貯留浸透機能など、一つの樹木や
8 生態系が複数の機能を有するため、それらをグリーンインフラとして活用することで
9 気候変動緩和と浸水被害減少など、多様な効果を同時に発現することができる。

10

11 (地域性)

12 我が国においては、自然の特徴を活かしつつ自然と調和した営みが古来より行われ
13 てきており、地域特有の歴史、生活、文化等を形成しているため、既存のグリーンイン
14 フラもその地域性を反映した特性を持つ。このような地域性を十分に把握したうえで
15 グリーンインフラの活用を推進していくことが重要である。

16

17 また、自然の少ない都市部では、自然や生物多様性を純増させていく取組が重要にな
18 ってくる一方、自然の豊かな地方では、自然を増やす取組よりは、むしろ地域にある自
19 然を自然資本²と捉え、地域活性化等につなげるための取組が重要になってくる。既存
20 の自然を活用する施策はコストをかけず大きな効果を短期間で得ることができる場合
21 もあるため、自然豊かな場所でのグリーンインフラも重要である。

22

23 (エコロジカルネットワーク)

² 世界的には natural capital と呼ばれる。森林、土壤、水、大気、生物資源など、自然界で発生する資源のストックのこと。（環境省、<https://policies.env.go.jp/nature/nature-positive/words/#to-sa>）

1 地域の生態系や水循環はそれぞれが1つのシステムを形成しているため、緑地や河
2 川などの自然によって、ネットワーク化されることで健全な物質循環や動植物の移動
3 等が促される。これにより自然の多様な機能が十分に発揮され、地域全体における広域
4 的な相乗効果を高めることができる。

5 また、水や緑が物理的に連続することで人間の活動空間の充実も図られるため、局所
6 的な取組を展開するよりも相乗効果が期待できる。
7

8 (成長力・回復力)

9 植物の生育など、自然是時間とともに成長するものである。また、自然災害などによ
10 る攪乱を受けた場合でも一定程度回復する力を備えている。そのため、地域のレジリエ
11 ンスを高める選択肢となる。
12

13 2. 実装に向けた主な留意点

14 グリーンインフラの実装プロセス（①計画・体制構築、②設計・施工、③維持管理・
15 活用）において、グリーンインフラの効果を最大限発現させるために留意すべき主な事
16 項は以下の通りである。なお、グリーンインフラは公共施設のみを対象としているのでは
17 なく、商業施設、物流施設など民間の施設・敷地を含め、国土・土地のあらゆる利用
18 者に関わるものであり、まちづくり全体として取り組む必要がある。このため、行政と
19 民間事業者が両輪となって連携しつつ、ともに主体的・積極的に取り組むことが求めら
20 れる。
21

22 (共通事項)

23 • 社会課題の解決

24 グリーンインフラを実装する目的を明確にするため、地域の実情に応じた社会課
25 題・地域の将来ビジョンを特定し、その解決・実現のためにグリーンインフラを活用
26 すること。

27 • 多様な効果の発揮

28 多様な効果を活かして複数の社会課題に対応する方策を検討すること。検討の際に
29 は、施策間のコンフリクトが生じる場合があるため、地域が抱える社会課題やニーズ
30 を丁寧に分析し、ステークホルダー間で丁寧な合意形成を図ることによって、解決を
31 図ろうとする社会課題への対応だけではなく、副次的な効果を得ることができるよう
32 工夫すること。
33

34 (計画・体制構築)

35 • 他分野連携

36 社会課題の解決に向けて、グリーンインフラに関わる幅広い技術分野の専門家が
37 関与する体制を構築するとともに、他のハード・ソフト施策等とも連携可能な体制を
38 構築すること。

39 • 多様なステークホルダー

1 行政・民間・地域住民など多様なステークホルダーによる分野横断的な連携体制を
2 構築すること。

3 **・実現可能性**

4 グリーンインフラの実装によって継続的に効果を発揮するように、整備や維持管
5 理に必要な技術や資金を認識し、技術・体制・資金に裏付けられた計画に基づき整備
6 及び維持管理を行うこと。

7 **・ランドスケープアプローチ**

8 行政区画を超える、流域・生態系・生活圏といった自然的・社会的単位を考慮した適
9 切な空間スケールでの計画・実施が図られるように、森林・農地・都市・河川・沿岸
10 域といった多様な土地利用を統合的に捉え、セクター横断的に連携を図ること。

11 **・既存の自然の再評価・利活用**

12 既存の自然を自然資本³として捉え、その効果を最大限活用するための方策も検討
13 するとともに、既存の自然への影響を最小減に留めるように留意すること。

14 **(設計・施工)**

15 **・地域固有の生態系や文化への配慮**

16 地域固有の生態系や在来種、文化等への影響に配慮すること。

17 **・在来種の活用**

18 地域の在来種を積極的に活用すること。

19 **・他インフラとの連携・融合**

20 自然と人工構造物を組み合わせることで効果の向上を図ろうとする考え方や既存
21 のインフラ整備によって形成された空間に自然を取り入れる考え方を含めて検討す
22 ること。また、インフラの老朽化が進行する中、インフラの更新や集約・再編時にグ
23 リーンインフラの活用も併せて行う方策についても積極的に検討すること。

24 **(維持管理・活用)**

25 **・長期的な視点**

26 時間の経過とともに変化するという特徴を考慮し長期的な視点を持つこと。また、
27 自然のライフサイクルを踏まえた管理計画を策定すること。

28 **・順応的・予防的管理**

29 定期的なモニタリングによって自然の状態や得られている効果を把握し、必要に応
30 じて人為的に介入を行うなど、順応的な維持管理を行うこと。また、長期的なコスト
31 削減を見据えた予防的な維持管理を行うこと。

32 **・地域主体**

33 地域コミュニティ主体で維持管理を行う方策も積極的に検討すること。

34 **・人材の育成**

35 継続的にグリーンインフラを保守・管理・育成するために、専門的な知識を有する
36 人材や維持管理活動を担う人材の育成・確保を行うこと。

コラム：市民活動を通じた地域コミュニティの形成（横浜市公園愛護会）

（活動概要）

地域の皆様の「庭」であり市民の共有の財産である身近な公園の管理は、公園を設置している横浜市だけでなく、地域の皆様の積極的な協力が必要である。横浜市には約 2,700 の公園があり、そのうち約 9 割で「公園愛護会」が結成されている。

（活動内容）

活動主体は、自治会や町内会、老人会、子供会、マンション管理組合など、地域の方々を中心とした公園愛護会であり、公園の清掃・除草や花壇・植栽の手入れなどの日常的な維持管理を月 1 回程度行っている。

横浜市はこうした活動を支援するため、資機材の提供、技術講習活動功績が顕著な団体や個人の表彰等を行い地域の努力をしっかりと評価する仕組みを構築している他、維持管理の負担が少ない手法を学ぶ研修会を開催するなど、新たな活動の取組にチャレンジしている。さらに、GREEN×EXPO 2027 の出展エリアにおいて、公園愛護会等の環境活動団体をはじめとした、市民の皆さまとともにつくるエリアとして「横浜市民活動フィールド」を開設し、環境活動への参加の輪を広げ、“地球とともに生きる未来の暮らし”を市民とともに描いていきたいと考えている。

（地域コミュニティへの効果）

緑に触れ、体を動かし、人と交流することで、ストレス軽減や健康維持に役立つ他、活動を通じて幅広い世代が顔を合わせ、自然な交流が生まれるといった効果も見られる。さらに、夏祭りや花壇づくりなどのイベントは地域の絆を深める場となり、地域コミュニティの醸成が図られている。

執筆：横浜市みどり環境局戦略企画課

1 第3章 グリーンインフラが目指す社会像

2 「はじめに」で述べた閣議決定等による政府全体の方針や国際的な動向も踏まえつつ、
3 グリーンインフラの更なる実装に向けた基盤づくりや社会課題解決に向けたグリーンイン
4 フラの実装によって、「グリーンインフラの活用が当たり前の社会」の実現を図り、2050年
5 に向けて「自然共生社会」の実現を目指す。

7 1. グリーンインフラの活用が当たり前の社会

8 2030年に目指す「グリーンインフラの活用が当たり前の社会」とは、グリーンインフ
9 ラの概念や効果が正しく理解され、その活用に当たって前提となる法制度や社会的枠組
10み、技術、資金調達手法等が整備されており、その基盤のもと、様々な分野・ステークホ
11ルダー間においてグリーンインフラが当たり前に実装されている状況であり、具体的に
12は以下のようない状況である。

- 15 • グリーンインフラの定義が広く一般的なものになっている。
- 16 • 都市、河川、道路、港湾等の様々な空間において、グリーンインフラが社会課題解決
17への対応策の1つとして選択肢となっている。
- 18 • 広域的な計画に基づき、戦略的にグリーンインフラの実装が図られている。
- 19 • 産官学金労言、地域コミュニティやNPO等のあらゆる主体の連携によって、グリーン
20インフラの実装が図られている。
- 21 • 継続的にグリーンインフラの維持管理・マネジメントが実施されている。
- 22 • グリーンインフラの整備・維持管理に係る資金調達の枠組みができている。
- 23 • グリーンインフラの拡大に向けた評価手法や情報基盤が整備されている。
- 24 • これらの結果として、グリーンインフラの多様な効果が持続的に発揮され、快適な都
25市空間や生活空間が形成されている。また、社会全体の Well-being 向上につながっ
26ている。

27 2. 自然共生社会

29 2050年に目指す「自然共生社会⁴」とは、豊かな生物多様性に支えられた健全な生態系
30が確保され、自然を基盤とした恵みを持続可能に利用する社会であり、具体的には以下
31のようない社会である。

33 (1) 自然を基盤とした持続可能な生活環境に支えられ、安心・安全に暮らせる社会

34 自然は、良好な大気環境や健全な水循環の基盤となり、生物の生息地となる。グ

⁴ 生物多様性国家戦略 2023-2030 で掲げられた社会像を引用。

<https://www.env.go.jp/content/000124381.pdf>

リーンインフラの実装によって、健康リスクの低減や水循環の健全化、生物多様性の確保などを推進し、持続的な都市・生活環境を形成する。

また、温室効果ガスの削減による気候変動の緩和策や暑熱対策による気候変動の適応策により、将来に渡って持続的な生活環境を形成する。

さらに、グリーンインフラの実装によって自然現象を受け止め、人々の生命や財産を災害から守り、生活環境を安定化することで、水害や土砂災害の減災や避難場所の確保等の防災を推進し、安心・安全に暮らせる社会を実現する。

グリーンインフラにより、「自然を基盤とした持続可能な生活環境に支えられ、安心・安全に暮らせる社会」を実現する。

(2) 自然の中で、健康的な暮らしを送ることができる社会

緑豊かで開放的な環境は健康的な生活に欠かせない散策・遊び・休息・スポーツなどの身体的活動を楽しめる貴重なオープンスペースである。

また、自然には、リラックス効果やストレス軽減効果があり、人々は、自然の中で安らかに暮らすことができる。

加えて、地域の自然は、その地域独自のものであり、自然の中での活動や自然の維持管理等を通して地域住民間の触れ合いを生み、コミュニティを醸成する。

グリーンインフラにより、地域の豊かな自然を活かし、「自然の中で、健康的で豊かな暮らしを送ることができる社会」を実現する。

(3) 自然を基盤とした経済活動により、豊かさや賑わいのある社会

自然是、農産物などの食べ物や木材などの地域資源を生み出し、また、それらを活用して、ブランド力のある地場産品などを作ることができる。また、自然是、その地域特有の歴史や文化、景観を形成する。こうした自然が生み出す資源等は、地域に豊かさや賑わいをもたらすポテンシャルを有している。

また、自然の保全・再生・創出や、自然を活用した地域活性化やビジネスには、DXやGXで産業構造が大きく変わっていく中で、地域における雇用の受け皿となることが期待される。

グリーンインフラにより、自然を活用した産業やビジネスの創出を図ることで、「自然を基盤とした経済活動により、豊かさや賑わいのある社会」を実現する。

1 第4章 グリーンインフラの更なる実装に向けた基盤づくり

2 1. 基盤づくりに関するこれまでの取組と課題

3 2020年3月に、「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」を設立し、企画・広報
4 部会、技術部会、金融部会の3部会を中心に活動を展開してきた。裾野の広い活動を展
5 開してきたことにより、会員数は設立当初の409から約5倍となる2,150(2025.10時
6 点)まで増加している。

7 【グリーンインフラ官民連携プラットフォームの各部会における活動】

企画・広報部会：グリーンインフラへの取組事例を掲載した「グリーンインフラ事
例集」や各団体のグリーンインフラへの取組の後押しを目的としたオンラインセミ
ナーの開催等を通じた普及啓発を幅広く実施

技術部会：グリーンインフラ機能の評価に関する考え方や事例を整理した「グリー
ンインフラ評価の考え方とその評価例」等の作成や、質の高い技術情報の紹介を目的
としたオンラインセミナーの開催を通じて、幅広くグリーンインフラの技術に関する情
報発信を実施

金融部会：グリーンインフラに関連する様々な資金調達事例を整理した「グリーン
インフラとグリーンインフラへのファイナンス」や2025年度中に策定を予定して
いる「国土交通省グリーンファイナンスガイドライン(仮称)」のベースとなる検討
を行うためにファイナンスチームを組成し、グリーンファイナンスに関する幅広い
検討などを実施。

8 また、国土交通省としては、2023年度に自治体による取組促進に向けた「グリーンイ
9 ンフラ実践ガイド」を作成し、2024年度には企業等による取組や投資促進に向けた「グ
10 リーンインフラの事業・投資のすゝめ」を公表した。

11 加えて、「先導的グリーンインフラモデル形成支援」を通じ、地域の生活基盤構築にお
12 いて特に重要な役割を担う自治体を支援するとともに、「グリーンインフラ創出促進事業」
13 において、小規模な地域実証により地域課題に対する新技術の実用性を明らかにするな
14 ど、官民挙げた取組を促進してきた。

15 これまでの取組をさらに発展させるため、実装(ビルトイン)が進んだことによって見
16 えてきた課題解決に向けた取組や更なるグリーンインフラの認知度向上に向けた取組を
17 推進する必要がある。

1 2. 基盤づくりに関するこれからの取組

2 今後は、これまでの取組の成果等を踏まえ「グリーンインフラの活用が当たり前の社
3 会」の実現に向けて更に取組を強化すべく、6本柱について関連する取組を強力に推進
4 していく。

5

6 (1) 国民的な機運・理解の醸成

7 国民の機運・理解の醸成はグリーンインフラの抜本的拡大の基盤として不可欠であ
8 るため、産官学金労言の多様な主体が一体となって、更なる普及啓発を進めることが重
9 要である。

10 特に、認知不足やグリーンインフラの効果の正しい理解、関心の訴求などに課題があ
11 るため、国民的な運動の展開、わかりやすい広報、市民参加・地域コミュニティの形成、
12 効果的な取組事例の展開を中心に取組を展開する。

13

14 (具体的な取組)

- 15 ・経済界と一体となった活動の展開、グリーンインフラ官民連携プラットフォームへ
16 の参加を促す取組、各取組主体の関心やニーズに応じたわかりやすくきめ細やかな
17 広報活動等を展開する。
- 18 ・グリーンインフラ官民連携プラットフォームの会員数について、特に自治体会員数
19 の増加を目指すとともに、自治体におけるグリーンインフラの事業化に向けた取組
20 を促進する。
- 21 ・市民レベルでの活動を後押しすることによる参加意欲の醸成により、地域コミュニ
22 ティの形成を促進し、地域での担い手の確保につなげる。
- 23 ・「優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）」やGI大賞など先駆的・効果的な取組を認定・
24 表彰する制度を運用し、受賞者と協働して普及促進を図るなど、仕組みを工夫・充
25 実しながら、効果的な取組事例を幅広く展開する。また、グリーンインフラ産業展
26 の開催を通じて機運・理解の醸成を図る。
- 27 ・緑の保全・創出活動を公正に評価する「社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES）」
28 認定サイトの拡大に向けて、評価システムの情報発信及び普及啓発を実施する。
- 29 ・2027年3月から、最上位の国際園芸博覧会（A1）である「GREEN×EXPO 2027」が開
30 催されるため、政府出展をはじめとするグリーンインフラの屋内・屋外における展
31 示、イベントの開催等を通じて普及啓発を強力に推進する他、開催後に整備予定で
32 ある「新しい公園」でもグリーンインフラの普及啓発を図る。
- 33 ・国内外の動向、国民的な機運の高まりなども踏まえ、中長期的な課題として、グリー
34 ンインフラの法体系への位置づけに向けた検討を進める。

35

36 (2) 多様な効果の見える化

37 グリーンインフラに関する評価手法は未だ研究途上であり、その多様性と多機能性

から、十分に効果の見える化が図られていないのが現状である。

様々な人々がグリーンインフラの意義や効果を認識し、理解することが必要であり、そのためには、グリーンインフラ実装の目的とその活用場面を踏まえたグリーンインフラの多様な効果を測る評価手法の整理を行い、活用できるものから順次実装を図ることが重要である。

また、グリーンインフラの活用事例の蓄積などによって、これまでに認識していないグリーンインフラの効果を把握していくことも重要である。

(具体的な取組)

- ・グリーンインフラは社会課題の解決に向けて実装されるものであるため、評価手法は社会課題解決への実効性および貢献度を定量的・定性的な指標で見える化するための手段である必要がある。
- ・評価手法の活用場面は、その目的や対象によって様々であるため、既存の評価手法、認証制度等の目的や対象を踏まえつつ、どのような場面でどのような評価手法を適用するのが適切であるのかについて整理を行う。例えば、国際的に標準化されたものを使うケース、自治体で使うケース、ESG 投資などの際に金融機関への説明で使うケース、関係するステークホルダーへの説明で使うケースなどが想定される。
- ・グリーンインフラの評価にあたっては、定量的な評価とあわせて、ナラティブな評価（定性的な評価）をしっかりととしたロジックを立てて行うとともに、市民目線で、主観的、経験的なものも含めて具体的に効果を示していく。
- ・経済的価値、社会的価値に着目しながら、定量的なデータ・研究成果の収集・分析、実証を通じた妥当性の検証等を行い、不動産におけるグリーンの価値が市場で正確に評価され、入居者、オーナー、ディベロッパー、投資家など多様な市場参加者に説明できるように整理を行う。
- ・グリーンインフラの活用事例を蓄積し、インフラの持続可能性に資する効果などについても、調査・検討を進める。

(3) 官民の取組を促進する環境整備

グリーンインフラの実装・維持管理のための効果的な手法等の知見不足といった技術的課題、経済的なインセンティブ不足などの経済的課題、グリーンインフラを専門的に担当する人材不足といった課題等を抱えており、技術・資金・人材の観点からの支援による環境整備が必要である。

また、グリーンインフラの導入主体と様々なステークホルダーを結びつけ、連携を促進する役割を担う中間支援組織が活動しやすい環境整備も必要である。

さらに、グリーンインフラに関する取組を点で捉えるのではなく、地域全体の将来を見据え、グリーンインフラの全体像をあらゆる関係者が協働してとりまとめることが重要である。特に都市と農村では自然の概念や特徴等が異なるため、相互に補い合う視点が必要である。

1
2 (具体的な取組)

- 3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
- ・グリーンインフラの導入・活用に効果的な技術事例を全国的に収集・分析を行い、分かりやすく示すとともに、ノウハウの標準化等、技術的課題に対応する支援を実施する。
 - ・自治体や企業等の各取組主体の先駆的・効果的な取組等に対して財政的・金融的な支援を実施することで、経済的課題への対応を図る。また、自治体と企業等とのマッチングによる官民連携の先行事例を創出する。
 - ・グリーンインフラの維持管理に効果的な事例を全国的に収集・分析を行い、分かりやすく示す。
 - ・中間支援組織に関しては、中間支援組織が有効に機能した事例の全国展開や、支援策の導入などにより、活動しやすい環境整備を図る。
 - ・国や自治体、専門機関等などで行っている人材育成に関する講習会の周知や資格取得の支援などにより、専門人材が育成される環境づくりを進める。
 - ・グリーンインフラの評価手法の整理と平行して、事業評価スキームへのグリーンインフラの導入可能性についても検討を進める。
 - ・令和6年度に策定された「緑の基本方針」に基づき、都道府県の「緑の広域計画」及び市町村の「緑の基本計画」の策定を促進する。
 - ・都道府県が定める緑の広域計画及び市町村が定める緑の基本計画において、社会課題の解決に向けた取組及び関連する指標等を位置づけることを促す。
 - ・緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）について普及啓発を実施するとともに、最新の研究成果や緑の基本計画の策定状況を踏まえた改訂の検討を行う。
 - ・自然的環境の整備又は保全の意義・重要性を考慮した都市計画や広域の見地からの計画的な緑地のネットワークの形成を推進する。
 - ・緑の基本計画と立地適正化計画が調和し、それぞれの都市の特性や区域に応じた緑地の保全・活用方策を活用することにより、コンパクトなまちづくりと緑地確保の取組の連携が図られることを促進する。

29 (4) 資金調達の円滑化

30 グリーンインフラの経済的なメリット等を金融機関・投資家等に訴求できておらず、
31 資金調達に成功している取組も見られてきているものの、その広がりは限定的である。
32 そのため、グリーンインフラの多様な効果を可視化・活用するなどして、地方公共団体
33 やまちづくり事業者等における多面的な資金調達を促すことが必要である。

34
35 (具体的な取組)

- 36
37
38
- ・グリーンインフラの活用を促進する様々な資金調達手法の検討・モデル化、先駆的な案件の創出・全国展開等を進めることにより、資金調達を円滑に実施できる環境整備を促進する。

- 1 ・自然環境の保全・創出に資する取組に対して資金を集めため、その価値を金銭価
2 値として取り扱い、売買する仕組み（クレジット等）の導入・活用を検討する。
3 ・TSUNAGについて、インセンティブの充実やESG投資における民間投資のモデルケー
4 スの創出等に取り組む。

5

6 (5) 新技術・DXの活用

7 グリーンインフラに関する技術開発は開発途上であり、先進事例の積み上げや事例
8 展開が不十分であることから、先進的な技術開発（要素技術、モニタリング技術等）を
9 さらに促進し、情報の水平展開を図ることが必要である。

10 また、地理情報データや生物データ等のグリーンインフラに関する基礎情報の収集・
11 整備・連携が十分に図られていない状況にあることから、これらの情報の集約等に向け
12 た検討も必要である。

13 さらに、グリーンインフラの維持管理の際に、新技術・DXを活用した効率的・効果
14 的な維持管理を目指すことや、地域に存在するグリーンインフラのポテンシャルを新
15 技術・DXを使って分析することも重要である。

16 (具体的な取組)

- 17 ・要素技術・モニタリング技術等の先進的な技術開発の支援と全国展開を進める。
18 ・自然関連情報に関する様々なデータの整備・集約、データ間連携、地図化、データ利
19 活用の促進等を、関係機関と連携しながら進める。
20 ・グリーンインフラ技術に関するニーズとシーズのマッチングの促進等を進める。

21 (6) 国際展開

22 日本は、グリーンインフラ推進戦略や様々な官民のステークホルダーによる実装や
23 研究により、グリーンインフラ導入による効果の類型化やそれぞれの効果を発現させ
24 るための整備方法などについての事例や知見が集積してきている。

25 世界的にグリーンインフラの評価手法が標準化されていない中、このような状況を
26 捉え、主にこれから自然を基盤とした都市を作っていく段階にある東南アジアを対象
27 とした、グリーンインフラの国際標準化に向けた検討を進めるとともに、様々な国際会
28 議等の場において、日本のグリーンインフラの有効性等に関するアピールを実施して
29 いく。

30 (具体的な取組)

- 31 ・日本主導の国際標準化に向けた検討等を行う。
32 ・我が国のグリーンインフラに関する取組や多様な効果の評価手法に対して、各国
33 の共感が得られるよう、経団連等とも連携しながら、国際的にアピールを行う。

1 第5章 社会課題解決に向けたグリーンインフラの実装

2 本章では、第1章に掲げたグリーンインフラをとりまく7つの社会課題の解決に向けて
3 展開する国土交通省の各局が所管する施策及びグリーンインフラ官民連携プラットフォームの取組について示す。なお、グリーンインフラに関する施策は、①グリーンインフラを再生・創出するハード施策、②グリーンインフラを保全するためのソフト施策、③グリーンインフラの利活用を促すソフト施策、④①～③をまとめた施策パッケージに分類することができるが、第5章ではそれらについて網羅的に記載している。

8 これらの取組を着実に実施するとともに、グリーンインフラの多様な効果を活用した
9 複数の社会課題への対応策についても留意して施策を展開する。

11 1. 持続的で快適な都市・生活空間の形成に資するグリーンインフラ

12 グリーンインフラの実装によって、大気や水質の改善、騒音の低減等を通じて、都市
13 生活における環境に起因する健康リスクの軽減に取り組む。また、緑豊かで開放的な環
14 境の下で、散策・遊び・休息・スポーツなど健康的な生活に欠かせない活動を楽しめる
15 貴重なオープンスペースを提供することで身体的な健康の増進を図る他、ストレスの緩
16 和やリラックス効果、住民の相互交流の促進、コミュニティの形成等による精神的な健
17 康の増進を図る。さらに、魅力的な景観の形成等を通じた良好な居住環境の形成を推進
18 する。

19 加えて、水循環に関する取組の際にグリーンインフラの活用を推進することで、水源
20 潜養機能や雨水の貯留浸透機能の維持及び向上、地下水の適切な利用等を通じて、健全
21 な水循環の維持又は回復を図る。

22 さらに、人との関わりから形成される自然と人々の営みを一体的に守り、地域固有の
23 歴史・文化や自然共生社会の形成に向けた生活の知恵等を後世に継承する。

25 (具体施策)

26 <良好な都市・生活空間>

- 27 • 国や地方公共団体による都市公園の整備をはじめ、特別緑地保全地区等の指定、道
28 路空間の緑化、緑豊かな水辺の創出、港湾緑地の整備など、制度等により永続性が
29 担保された自然的環境としての公的空間の確保を推進し、精神的・身体的な健康の
30 増進、コミュニティの醸成等のグリーンインフラとしての多様な機能を発揮させて
31 いく。
- 32 • 特別緑地保全地区について、地方公共団体による機動的な買入れを支援するととも
33 に、買入れ後の緑地について専門的知見に基づく事業を効率的かつ効果的に行う都
34 市緑化支援機構の活用や地方公共団体による緑地の機能維持増進事業への財政支援
35 等を推進する。
- 36 • 環境等に配慮した優良な民間都市開発事業に対し、民間都市開発推進機構による金

- 融支援や、税制支援を実施する。
- ・住宅団地における緑化を推進する。
 - ・耐震・環境不動産形成促進事業で民間投資の呼び水となるリスクマネーを供給することにより、環境性能に優れた不動産等の良質な不動産の形成促進を図る。
 - ・良好な生活環境の形成に資する都市農地の保全を推進する。
 - ・緑地の保全・活用等の活動に参画する住民やNPO法人、民間企業等とともに官民連携を進めるとともに、地域の人々の楽しみや喜び、やりがいを与える場等としての緑地の活用を推進する。
 - ・こどもを生み育てやすく、子育てしながら働くことのできる環境を整備するため、都市公園の遊び場づくりを推進する。
 - ・緑があり憩えるまちなかや、「居心地が良く歩きたくなる」空間を官民一体で形成し、まちのにぎわいを創出するため、道路、公園、広場、沿道建物等の官民の既存ストックの一体的な修復・利活用による交流・滞在空間の整備を進める。
 - ・道路空間等を活用したまちの魅力及び賑わい向上のため、道路管理者によるほこみち（歩行者利便増進道路）の指定および道路緑化（花壇等）の適切な活用等を通じ、地域関係者と連携することで、歩行者空間等の充実を図る。
 - ・河川空間において、かわまちづくり等により地方公共団体や地域住民、民間事業者等の多様な主体と連携した快適でにぎわいのある水辺空間の創出や河川空間の一層の活用を推進する。
 - ・「川に学ぶ社会」の実現を目指して、「子どもの水辺」再発見プロジェクト」や川の自然環境や危険性を伝える「指導者育成」などを進める。
 - ・地域のブランド価値を向上させるような美しく快適で、安全な港湾空間を形成するため、みなととその周辺における散策・飲食・ショッピング等の機能の確保及び地域住民との交流・賑わいの創出等、快適で利便性の高い交流空間の形成や地域の文化・歴史等の特色を活かした美しく魅力的なみなとまちづくりに戦略的に取り組む。

＜水循環の健全化＞

- ・河川内での取り組みだけでなく、河川管理者、自治体、農林漁業者、NPO、学校、企業など多様な主体の連携による水田や樹林や池沼など流域全体での生物多様性の保全・再生に向けた取り組みを推進する。
- ・流域の雨水貯留浸透機能を向上させるため、「雨庭」（雨を一時的に貯めて浸透させる庭）等のグリーンインフラの活用を推進する。【P】
- ・都市における貴重な貯留・涵養能力の保持のため、多様な主体の参画の下、樹林地や雨庭、都市農地等の保全や創出、民間施設や公共公益施設の緑化を図る。
- ・健全な水循環の維持又は回復に向けて、水循環に関する普及啓発や地下水マネジメント等を進める。

＜歴史・文化＞

- 1 ・歴史まちづくりの推進により歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地と歴史
2 と伝統を反映した人々の営みが一体となった「歴史的風致」を維持・向上させ、後
3 世に継承する。
4 ・国や地方自治体が行う都市公園整備等により、優れた歴史・文化的資産の保存及び
5 活用を図る。

6

7 2. 防災・減災に資するグリーンインフラ

8 グリーンインフラの実装により、地域住民の緊急避難の場や最終避難地、防災拠点等
9 を確保し、建物の倒壊や市街地火災から人命の保護を図る。なお、グリーンインフラの
10 実装によってオープンスペースを確保するだけではなく、そのオープンスペースに防災
11 機能を持たせることが重要であることに留意する。

12 水害については、流域治水におけるグリーンインフラの活用を推進することで、生態
13 系の機能の保全又は再生や雨水の貯留・浸透により下水道や河川への排水の低減等を図
14 る。

15 津波については、津波エネルギーの軽減、流木・漂流物の補足により波を減衰させ背
16 後地の人命や財産を高潮や津波等の災害から守る。

17 土砂災害については、一連の樹林帯を整備することで土砂災害に対する安全性を高め、
18 地域の安全・安心を確保する。

19

20 (具体施策)

21

22 <地震・全般>

- 23 ・建物の倒壊や市街地火災から人命の保護を図るため、住民の緊急避難の場や最終避
24 難地、防災拠点等となる公園、緑地、広場等の整備及び老朽化対策（老朽化した園
路やトイレ等の公園施設の改修）を推進する。
25 ・火災時の延焼を防ぎ、避難地・避難路等の機能を有する都市緑地の確保を推進する。
26 ・道路緑化（街路樹等）の適切な活用等により街路を軸とした市街地の防災性の向上
27 を目指す。
28 ・想定を超える大量の帰宅困難者の発生・混乱を抑えるため、休憩・情報提供等の帰宅
29 支援場所となる公園、緑地、広場等の整備を推進する。
30 ・土砂災害、ダム貯水池の堆砂、河床低下等に伴う河川構造物への影響、海岸侵食な
31 ど、土砂の流れに起因する安全上・利用上の問題の解決を図るために、流域の源頭部
32 から海岸までの一貫した総合的な土砂管理に取り組む。

33

34 <水害>

- 35 ・流域治水において自然環境が有する多様な機能をいかすグリーンインフラの考えを
36 推進し、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能の積極的な保全又は再生を図る。
37 ・流域の雨水貯留浸透機能を向上するため、「雨庭」（雨を一時的に貯めて浸透させる
38 庭）等のグリーンインフラの活用を推進する。【P】

- 1 ・都市における貴重な貯留・涵養能力の保持のため、多様な主体の参画の下、樹林地や
2 雨庭、都市農地等の保全や創出、民間施設や公共公益施設の緑化を図る。

3 <津波・高潮>

- 4 ・大規模津波による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかに復旧等を可能とするため、「粘
5 り強い構造」の防波堤や避難施設の整備等、港湾における津波対策を進める。
6 ・波を減衰させ、背後地の人命や財産を高潮や津波等の災害から守る海岸の砂浜の保
7 全・回復を図るとともに、モニタリングを通じて、予測の不確実性を見込みつつ、流
8 砂系・漂砂系の視点を持って管理を行う「予測を重視した順応的砂浜管理」を推進す
9 る。

- 10 ・協働防護区域毎に脆弱性評価を実施し、それぞれに適したハード・ソフト一体の各種
11 施策を関係者が連携して講じる「協働防護」の推進に取り組む。

12 <土砂災害>

- 13 ・都市山麓グリーンベルト整備事業を推進する。

15 **3. 暑熱対策に資するグリーンインフラ**

16 グリーンインフラの実装によって、蒸発散作用の促進及び地表面の高温化の防止、風
17 の通り道の形成等によるヒートアイランド対策を推進する。加えて、地表面や壁面等の
18 高温化抑制・緑陰形成等による局所的に人が感じる暑さを和らげる対策を推進する。

20 (具体施策)

21 <ヒートアイランド対策>

- 22 ・夏季の気温上昇に対する暑熱対策としての緑地の保全や緑化、屋上緑化や壁面緑化に
23 よる建物外壁等の表面温度の上昇や蓄熱の防止等を推進する。
24 ・緑地の整備や緑化の推進、都市農地の保全等による地表面被覆の人工化の抑制に加え、
25 連続した緑地を確保することによる風の道の形成を推進する。
26 ・ヒートアイランド現象の緩和に資する緑地帯や雨庭等の整備により快適な空間を形
27 成する。

28 <局所的に人が感じる暑さを和らげる対策>

- 29 ・快適な生活環境の創出に向けた水辺空間や雨水の利用等を推進する。
30 ・公園や広場、街路等の都市空間において緑陰施設による暑熱対策を推進する。
31 ・道路緑化（街路樹等）の適切な活用等により街路を軸とした緑陰の連続性の向上を図
32 る。

34 **4. 生物多様性の確保に資するグリーンインフラ**

35 国土を構成する地域区分（奥山自然地域、里地里山・田園地域、都市地域、河川・湿
36 地地域、沿岸域、海洋域、島嶼地域⁵）ごとに、それぞれの特性を踏まえ、劣化した生態

⁵ 生物多様性国家戦略 2023-2030 に準じた区分。

系の回復や自然の質を向上させ、生態系ネットワークの構築・維持を図る。

(具体施策)

<都市地域>

- ・都市における生物多様性の確保に向けて、特別緑地保全地区等の指定面積の増加や、民間事業者等による優良な緑地確保の取組の促進等をはじめ、行政や民間事業者、住民、NPO 法人等の多様な主体の連携による緑地の確保を進める。
- ・適切な樹林更新等による緑地の質の向上を図り、生態系ネットワークとして有機的に緑地を結びつけることで、広域レベルでの緑地の量的拡大・質的向上を推進する。
- ・生態系に配慮した道路整備を推進する。
- ・多発するロードキルを防止するため、事故データ等を活用し、路面表示やカーナビ等によりドライバーへの注意喚起を強化する。

<河川・湿地地域>

- ・河川における生物多様性の確保に向けて、魚道の設置、樋門などの改修(河川～農業用水路の生態系の連続性の回復)、ワンド・旧流路・湿地環境の保全・再生など、すべての川づくりの基本である多自然川づくりを推進する。
- ・河川内での取り組みだけでなく、河川管理者、自治体、農林漁業者、NPO、学校、企業など多様な主体の連携による水田や樹林や池沼など流域全体での生物多様性の保全・再生に向けた取り組みを推進する。
- ・良好な河川環境の保全・創出を目指し、河川整備計画（国管理区間）に河川環境の定量的な目標を位置付けていくとともに、定量目標に基づくモニタリングによる順応的管理の枠組み構築を推進する。

<沿岸域>

- ・沿岸域における生物多様性の確保に向けて、港湾整備で発生する浚渫土砂等を有効活用した藻場・干潟等の造成、生物共生型港湾構造物の整備、深掘跡の埋め戻し等により失われた海域環境の再生や良好な環境の創出に取り組む。
- ・良好な自然環境を活用し、国、自治体、NPO 等が連携して「海辺の自然学校」を開催し、環境教育等による生物多様性に関する普及啓発を実施する。
- ・海岸の多様な生態系の保全を図るため、それぞれの海岸の有する自然特性に応じた海岸保全施設の整備を進める。特に砂浜について、その保全と回復を主体とした整備をより一層推進する。
- ・栄養塩類の不足が指摘されている一部の閉鎖性海域において、地域の合意の下に、下水処理場における栄養塩類の能動的運転管理の実施を進める。

5. 地域経済の活性化に資するグリーンインフラ

グリーンインフラの実装によって、グローバルに業務を展開する企業の拠点にふさわしい都市環境の整備を進めることで世界的に見た日本の価値向上を目指す。地域では魅力あるパブリックスペースを創出し地域の賑わいを創出する他、グリーンインフ

1 ラの観光資源化を目指す。加えて、グリーンインフラの実装による低未利用土地等の有
2 効利用・適正な管理の推進を図るとともに、国土の管理構想による最適な国土利用・管
3 理の取組において、グリーンインフラの考え方を取り入れていく。

4 さらに、グリーンインフラを活用した魅力ある地域づくりを推進し、移住・定住・二
5 地域居住等を促進することで地域経済の活性化を促進する。

6 (具体施策)

7 <ビジネス・イノベーション>

8 • グローバルに業務を展開する企業の拠点にふさわしい都市環境を整備するため、多様
9 なサービス機能を備え環境にも配慮したオフィス環境の整備、拠点性を創出する景観
10 形成等を推進する。

11 • まちなかの交流・滞在空間の創出により、多様な人々の出会い・交流を通じたイノベ
12 ーションの創出や豊かな生活を実現するとともに、まちの魅力や国際競争力の向上に
13 より、内外の多様な人材、関係人口を更に惹きつける好循環を生み出す。

14 <パブリックスペースの利活用>

15 • Park-PFI制度等を活用した都市公園への飲食店、売店等の公園施設の設置に対する民
16 間による優良な投資を誘導し、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る。
17 • 道路空間等を活用したまちの魅力及び賑わい向上のため、道路管理者によるほこみち
18 (歩行者利便増進道路) の指定および道路緑化(花壇等)の適切な活用等を通じ、地
19 域関係者との連携することで、歩行者空間等の充実を図る。

20 • 道路における身近な課題の解消や、道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの
21 業務に自発的に取り組む道路協力団体を支援する。

22 • 河川空間において、かわまちづくり等により地方公共団体や地域住民、民間事業者等
23 の多様な主体と連携した快適でにぎわいのある水辺空間の創出や河川空間の一層の
24 活用を推進する。

25 • 快適な生活環境の創出に向けた水辺空間や雨水の利用等を推進する。

26 • ミズベリングの推進などにより、官民一体となった水辺空間の利活用を推進する。

27 • みなとまちづくりの拠点となる港湾緑地等において、港湾環境整備計画制度(みなと
28 緑地 PPP)等を活用し、民間活力導入による水際線を活かした質の高い賑わい空間の
29 創出を図る。

30 <観光>

31 • 観光による地域の活性化にも資する美しく魅力あるまちづくりを推進するため、都市
32 に継承された文化・歴史をいかした良好な都市景観の形成、特色ある文化芸術の活用・
33 創造・発信及び担い手の育成、街のにぎわいの創出、都市公園の整備、都市に残る貴
34 重な緑地の保全及び緑化、ガーデンツーリズム等を推進する。

35 • インバウンドの地方誘客を促進するため、「多様な地域資源」をいかした観光コンテ
36 ンツ造成に取り組む地域等を支援し、グリーンインフラの観光資源化を進める。

37 • 道を舞台に、風景や自然、歴史、文化などの地域資源を活かした日本風景街道の活動

1 を支援する。

- 2 • みなとが持つ文化・歴史、静穏な水域、自然や多彩な景観等、様々な観光資源を発掘
3 し磨き上げるため、地域の文化・歴史等の特色を活かした美しく魅力的なみなとまち
4 づくり等を推進する。
- 5 • 白砂青松等の美しい海岸景観の構成要素となる砂浜について、その保全と回復を主体
6 とした整備をより一層推進する。
- 7 • 地域における「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」の実践を通じた観光
8 GX や自然環境・地域資源の保全・活用等に関する取組を推進する。
- 9 • ダイナミック SABO プロジェクトを推進する。

10 <移住・定住・二地域居住>

- 11 • 自然的な特性や固有の文化などの地域資源をいかした移住・定住・二地域居住の促進、
12 関係人口の拡大、産業振興支援などにより、地域の振興を図る。

13 <土地の有効利用>

- 14 • 人口減少下の適切な国土管理の在り方を示した「国土の管理構想」に基づき、特に中
15 山間地域などを中心に人口や土地の管理状況等についての現状把握・将来予測を行い、
16 目指すべき将来像と土地の管理の在り方を示す管理構想の策定を推進する。
- 17 • グリーンインフラ官民連携プラットフォームとの連携の下、官民連携・分野横断によ
18 るグリーンインフラの本格的な実装を目指す取組を総合的・体系的に推進すること
19 により、低未利用土地等の有効利用・適正な管理の推進を図る。

20

21 6. 温室効果ガスの削減に資するグリーンインフラ

22 グリーンインフラの実装によって、CO₂吸收量の増加と車中心から人中心の空間への
23 転換によるCO₂排出量の削減を目指す。

24

25 (具体施策)

26 <吸収源対策>

- 27 • 都市公園の整備、特別緑地保全地区等の指定面積の増加、適正な管理の推進及び民間
28 事業者等による優良な緑地確保の取組の促進など官民連携した緑地の保全・整備・管
29 理及び緑化の総合的な取組を推進することでCO₂吸收量の増加を目指す。
- 30 • カーボンニュートラルに資する街路樹管理に向けた検討を進める。
- 31 • ブルーアイントラ（藻場・干潟等及び生物共生型港湾構造物）の保全・再生・創出を通
32 じたブルーカーボン（海洋生態系によって吸収・固定される二酸化炭素由来の炭素）
33 を活用した吸収源対策を進める。
- 34 • 都市における炭素貯蔵の観点から、炭素貯蔵効果が期待できる中大規模木造建築物の
35 普及に資するプロジェクト等に対して支援を行い、木材利用の拡大を図る。

36 <排出量削減>

- 37 • 歩行空間の拡大や公共空間の芝生化等の歩きたくなる空間づくりにより、車から人中
38 心の空間への転換を推進しエネルギー利用量とCO₂排出量を削減する。

7. 循環型社会の形成に資するグリーンインフラ

グリーンインフラに関する取組として、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する取組を推進する。

(具体施策)

- ・グリーンインフラの実装においても、建設発生土の現場内・工事間利用等の有効利用や適正利用を推進する。
 - ・グリーンインフラの維持管理においても「予防保全型」のインフラメンテナンスを推進する。
 - ・剪定枝や落ち葉等のチップ化・堆肥化等による緑地内の有効活用を促進する。
 - ・河川内樹木及びダム流木のバイオマス利用を推進するため、令和5年度に改定した「河川内樹木及びダム流木のバイオマス利用の手引」のさらなる周知を行う。
 - ・産業副産物等の有効活用によるブルーインフラの整備を行う。
 - ・下水処理場における地域バイオマスの有効利用方法に関する調査研究及び技術開発に取り組み、普及展開を図るとともに、下水道エネルギー拠点化コンシェルジュ事業の充実等により、地方公共団体における案件形成の促進を図る。

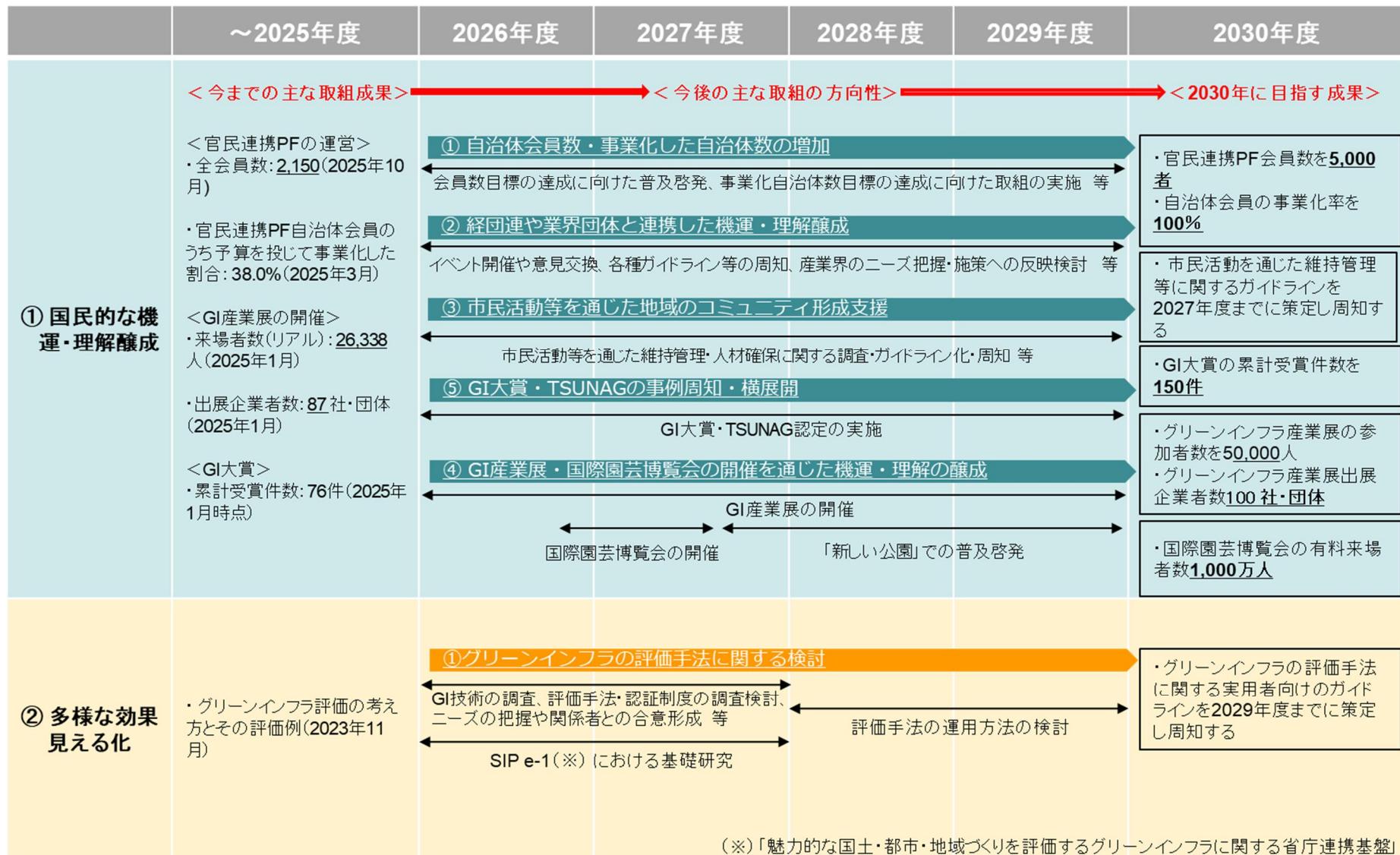
1 第6章 計画の進捗管理（ロードマップ及びフォローアップ）

2 1. 基盤づくりに関する取組の進捗管理

3 計画期間の最終年である 2030 年に向けて、6 本柱毎に目指す成果を示し、必要となる
4 施策を計画的に実行することにより、「グリーンインフラの活用が当たり前の社会」の実
5 現を計画的に目指していく。

6 ロードマップについては、1 年に 1 回フォローアップを行うことによって進捗状況の確
7 認を行うとともに、必要な見直しを適宜実施することとする。ロードマップは図 3 の通り
8 である。

図3「基盤づくり」に関するロードマップ



	～2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
③ 環境整備 (官民の取組)	<p><今までの主な取組成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーンインフラ事例集 (2025年3月更新) ・グリーンインフラ実践ガイド (2023年10月) ・グリーンインフラ支援制度集 (2024年5月) ・グリーンインフラ技術集 (2025年3月) ・グリーンインフラの事業・投資のすゝめ (2024年9月) ・緑の基本方針 (2024年12月) 	<p>→<今後の主な取組の方向性></p> <p>① 地方創生の取組を行う自治体への財政的・技術的な支援 「まち・ひと・しごと総合戦略」等に基づいた、地方におけるGIの実装</p> <p>② GIの維持管理手法に関するノウハウの情報収集・分析 公共事業における維持管理上の課題・ニーズ調査、ガイドライン化、周知 等</p> <p>③ 中間支援組織の組成・活動への支援、事例の全国展開 中間支援組織の実態調査、組成・運営の検討、事例整理、周知 等</p> <p>④ 自治体と民間企業とのマッチングによる官民連携の先行事例創出 官民連携の先行事例の創出</p> <p>⑤ 「緑の基本方針」に基づいた緑の広域計画・緑の基本計画策定の促進 都道府県の「緑の広域計画」・市町村の「緑の基本計画」の策定</p>			<p><2030年に目指す成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における地方創生実現のためのグリーンインフラガイドライン(仮称)を2026年までに策定し周知する ・グリーンインフラの効率的な維持管理に関するガイドラインを2027年度までに策定し周知する ・官民連携によってグリーンインフラを実装した事例をとりまとめ、周知する ・緑の基本方針に基づく目標が設定された緑の広域計画・基本計画の数を150計画 	
④ 資金調達の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンインフラ金融部会資料集(2021年3月) ・グリーンインフラとグリーンインフラへのファイナンス (2022年4月) ・国交省グリーンファイナンスガイドライン(仮称) (2025度中に公表予定) 	<p>① [国交省グリーンファイナンスガイドライン(仮称)]の周知・実践 自治体・企業等への周知・実践</p> <p>② 有効な資金調達事例の収集・周知 GI大賞の募集を通じた事例の収集・周知</p> <p>③ 環境価値のクレジット化に向けた検討 関係省庁と連携した検討</p> <p>④ TSUNAG認定を活用した民間投資のモデルケース創出 インセンティブの充実・ESG投資における民間投資のモデルケースの創出</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢や評価手法の検討を踏まえた国交省グリーンファイナンスガイドラインの改定による資金調達手法の確立 ・政令市が存在する全都道府県において、グリーンインフラに関する融資又は金融商品を1件以上創出 ・ネイチャークレジット等の日本における市場の確立及び案件の創出 (環境省と連携して検討) ・TSUNAGを活用した民間投資の誘導手法の確立 	

	～2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
⑤ 新技術・DXの活用	<p><今までの主な取組成果></p> <ul style="list-style-type: none"> 新技術を地域で実証した件数: 12件 自治体等と民間企業等のマッチングイベントの実施件数: 2件 	<p><今後の主な取組の方向性></p> <p>① GI関連の技術開発に取り組む企業への財政的支援（国土強靭化中期計画）</p> <p>衛星やデジタル技術等を活用した技術開発に対する支援、事例の整理 等</p> <p>② 自治体等と民間企業等のマッチングイベントの実施</p> <p>自治体等(ニーズ)と民間企業等(シーズ)のマッチングイベントの実施</p>				<p><2030年に目指す成果></p> <ul style="list-style-type: none"> 新技術を地域で実証した件数を32件 自治体と民間企業等のマッチングイベントの実施件数を7件
⑥ 国際展開	<ul style="list-style-type: none"> 会員向けセミナーにおける海外事例の紹介 	<p>① GI評価枠組みの標準化（ISO化）</p> <p>ISO委員会における検討によるISO化、関係期間との調整 日本企業による東南アジアでのGI整備の実施</p> <p>② 経団連と一緒にCOP等の国際会議の場でのアピール</p> <p>気候変動COP・生物多様性COP等での共同出展・PRの検討・実施</p>			<ul style="list-style-type: none"> 日本主導によるグリーンインフラの評価に関する枠組みについて2027年度までにISO化し、世界に展開 国際会議の場での発表実績がある 	

※ 予算措置の状況等によって、各施策の実施時期等に変更が生じる可能性がある。

1 2. グリーンインフラの実装に関する施策の進捗管理

2 グリーンインフラの実装に係る施策について、7つの社会課題ごとに代表的な施策に関する取組について、KPI を設定しロードマップの作成及び進捗管理を行う。

4 ロードマップについては、1年に1回フォローアップを行うことによって進捗状況の確認を行うとともに、必要な見直しを適宜実施することとする。ロードマップは図 4 の通りである。

図4「社会課題解決に向けたグリーンインフラの実装」に関するロードマップ

	～2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
共通	<p>＜今までの主な取組成果＞</p> <p>都市公園・緑地等事業による都市緑地の確保 グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の創設・実施 街路樹点検の実施促進のためのガイドラインを策定・公表（予定）</p>	<p>都市公園の整備や再整備に向けた資金的援助の継続 特別緑地保全地区、市民緑地、緑化地域の周知・適正な管理の支援 交付金や個別補助金により官民連携・分野横断によるグリーンインフラの整備を支援 街路樹管理・診断の新技術の開発支援や活用方法の検討 街路樹管理の充実に向けた方向性の整理</p>	<p>＜今後の主な取組の方向性＞</p>			<p>＜2030年に目指す成果＞</p> <p>都市域における水と緑の公的空間（制度等により永続性が担保されている自然的環境）確保量: 15.2m²/人（R5: 14.2m²/人） 当該事業を活用したグリーンインフラの実装を進める 多くの自治体で適切な維持管理が行われている</p>
持続的で快適な都市・生活空間の形成	<p>都市公園事業等によるこどもの遊び場の創出 ウォーカブルなまちづくりに向けた各種取組の実施 かわまちづくり支援制度の活用 みなとオアシスの推進</p>	<p>みんなが遊べる、みんなで育てる都市公園の遊び場づくり参考事例集の広報等による自然豊かな遊び場の確保や子育て世代が憩うことのできる空間整備の促進 官民連携まちづくりの手引きやストリートデザインガイドラインの周知 全国の「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりの推進やマチミチ会議を通じた普及啓発 魅力ある水辺空間創出のためのかわまちづくりの推進 「かわまちづくり」の優良事例等について整備内容と効果について分析し、かわまちづくり計画作成の手引きへ反映し横展開する 各みなとオアシスの分類分けによるコンセプトの明確化や他観光資源との連携を図る取組強化 ベストプラクティスの横展開・SNSを活用した広報等</p>				<p>緑の基本計画のうち、こどもの遊び場や親同士の交流の場の創出に関する施策を位置付けている計画の割合: 39%（R5: 25%） 滞在快適性等向上区域を設定した市町村数: 200市町村（R7: 132市町村） 魅力ある水辺空間の創出を行った箇所数: 350箇所（R6: 286箇所） みなとオアシスの登録数: 190箇所（R7: 170箇所）</p>

	～2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
防災・減災	<p><今までの主な取組成果></p> <p>防災公園の整備・更新</p> <p>流域治水プロジェクトにおいてグリーンインフラの活用を位置づけ</p>	<p><今後の主な取組の方向性></p> <p>避難地や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化の推進</p>				<p><2030年に目指す成果></p> <p>防災拠点や避難地等の確保を図るために整備が必要な防災公園の対策に必要な備蓄倉庫・発電施設等の整備)完了率: 100% (R5: 48%)</p> <p>流域治水プロジェクトにおけるグリーンインフラの活用を推進</p>
暑熱対策	都市緑化による暑熱対策に関する情報発信					<p>屋上緑化・壁面緑化の先駆的な取組事例等を国交省HPで発信する</p> <p>屋上緑化施工面積: 302.1ha (R5: 227.7ha)</p>
生物多様性の確保	<p>生物多様性に配慮した 緑の基本計画策定の手引き、緑の基本方針の策定</p> <p>多自然川づくりの推進、河川を基盤とした生態系ネットワークの形成</p>	<p>緑の広域計画、緑の基本計画における生物多様性に関する目標等の設定の推進</p> <p>河川整備計画（国管理区間）における河川環境の定量的な目標の位置付け</p> <p>モニタリングによる順応的管理の枠組み構築の推進</p> <p>生態系ネットワーク形成の取組の優良事例やノウハウの全国展開</p>				<p>緑の基本方針に基づく目標が設定された緑の広域計画・基本計画の数: 150計画 (R6: 1計画)</p> <p>河川整備計画(国管理河川)のうち、河川環境の定量的な目標を位置付けた河川整備計画の割合: 43% (R6: 0%)</p>
地域経済の活性化	ガーデンツーリズム登録制度の運用					<p>旅行事業者との連携や緑化フェアなどの緑に関するイベントの場での周知</p> <p>ガーデンツーリズムの登録計画の取組推進、新規計画の登録推進</p>

	～2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
温室効果ガスの削減	<p><今までの主な取組成果></p> <p>都市緑化による吸収源対策 命を育むみなどのブルーインフラ拡大プロジェクトの推進</p>	<p>→<今後の主な取組の方向性></p> <p>都市緑化や都市公園の整備等による吸収源対策の推進 都市緑化等による CO2 吸収量に係る算定手法の精度向上 藻場によるCO2吸収量を算定するために必要となる藻場の繁茂面積を高精度かつ効率的に把握・管理するシステムの開発</p>				<p>→<2030年に目指す成果></p> <p>都市緑化等による温室効果ガス吸収量: 124万t-CO2 (R5: 132万t-CO2) 2035年度のブルーカーボンのCO2吸収・固定量: 100万t-CO2 (R5: 34万t-CO2)</p>
循環型社会の形成	<p>一部の公園等で剪定枝や落ち葉等の有効活用を実施</p>	<p>剪定枝や落ち葉等の有効活用に関する先進事例等の公開</p>				<p>剪定枝や落ち葉等の有効活用事例が増加</p>

※ 予算措置の状況等によって、各施策の実施時期等に変更が生じる可能性がある。

1 付録 他省庁で推進するグリーンインフラ

2 グリーンインフラは国土交通分野だけでなく環境分野や農林水産分野での取組も非常に
3 重要である。ここでは環境省と農林水産省が所管するグリーンインフラに関する主な取組
4 について記載する。

5

6 1. 環境省における取組

7 (1) 地域循環共生圏

8 一関連箇所：基盤づくり（③官民の取組を促進する環境整備）

9 地域循環共生圏とは、地域の主体性を基本として、地域資源を持続的に活用して環境・
10 経済・社会を統合的に向上していく事業を生み出し続けることで、地域課題を解決し続ける
11 「自立した地域」をつくるとともに、それぞれの地域の個性を活かして地域同士が支え
12 合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方である。

13 例えれば、再生可能エネルギーや里地里山からもたらされるバイオマス等の地域の資源を
14 持続的に活用し、地域の防災力の向上といった社会課題の解決や、地域の経済循環を強く
15 し、雇用や所得を向上させることを通じて、脱炭素や資源循環、自然再興の取組と地域の
16 経済・社会課題の同時解決を進めることで、持続可能な地域づくりを目指している。

17 地域の主体性を基本として、パートナーシップの下で、地域が抱える環境・社会・経済
18 課題を統合的に解決していくことから、ローカル SDGs とも呼ばれている。

19 (地域循環共生圏づくりの推進)

20 環境省は 2019～2023 年度にかけて、「環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプ
21 ラットフォーム事業」を行い、ステークホルダーの組織化と、事業の構想作成を支援して
22 きた。2024 年度からは、「地域循環共生圏づくり支援体制構築事業」を開始し、各地域での
23 地域循環共生圏の創造に加え、地域循環共生圏づくりの支援ができる担い手の支援・創出
24 を図っている。

25 さらにこの事業の中で地域循環共生圏に係るポータルサイトの運用も行っており、「しる」
26 「まなぶ」「つくる」「つながる」機会等を提供することで、全国各地のローカル SDGs の実
27 践を一層加速させている。

28 (2) グリーンインフラの推進を目的としたグリーンファイナンスの活用に向けて

29 一関連箇所：基盤づくり（④資金調達の円滑化）

30 グリーンインフラの基盤整備を含むグリーンプロジェクトに資金を導入するための有効
31 な手段の一つに、グリーンファイナンスが挙げられる。グリーンファイナンスとは、一般的に、
32 環境課題の解決に結びつく投融資全般を指し、代表的な手法として大きく 2 つに分
33 類される。

34 1 つは、資金使途特定型のグリーンボンド[GB]/グリーンローン[GL]等であり、資金調達

1 者がグリーンプロジェクトに要する資金調達を行うものである。

2 もう1つは、資金使途不特定型のサステナビリティ・リンク・ボンド[SLB]/サステナビ
3 リティ・リンク・ローン[SLL]であり、資金調達者があらかじめ設定したサステナビリティ
4 目標(SPTs)の達成状況に応じて、利率等の条件が変化するものである。

5 以上のうち、最も代表的な手法であるGBについてみると、2024年の国内発行総額は2.2
6 兆円で、資金調達者は金融機関や建設業、自治体等まで多岐に亘る。環境省では、これら
7 GB等グリーンファイナンスの普及・拡大支援として、次の(1)~(2)を実施している。

8 (1) ガイドラインの策定：国際原則に準拠しつつ、国内の資金調達の際に活用可能なGB・
9 SLB・GL・SLLガイドラインを公表。特に、GB・GLガイドラインの付属書1(グリーンリ
10 スト)では、グリーンプロジェクトと整理される資金使途や環境改善効果の評価指標
11 (KPI)、付随的に発生しうるネガティブな環境効果等を具体的に例示しており、潜在的
12 な資金ニーズを定期的に反映させることなどで、グリーンファイナンス需要の喚起や質
13 の向上にも取り組む。

14 (2) 補助金制度の運用：GB等グリーンファイナンスでは、透明性や信頼性確保のため、外部
15 レビュー費用やフレームワーク策定等にかかるコンサルティング費用が発生する。これ
16 らの追加的な費用に対して、補助金(補助率30~60%程度)を支給。

18 (3) まちなかの暑さ対策ガイドライン

19 一関連箇所：社会課題解決に向けた実装（③暑熱対策）

20 (暑さ対策の目的)

21 日本の夏の暑さは年々厳しさを増しており、令和7年は観測史上最も暑い夏となりま
22 た。「日本の気候変動2025」によれば、将来的な気温の更なる上昇が予測されており、ま
23 なかの暑さは一層深刻化する可能性があります。まちなかの暑さは、気温に加え、日射や
24 風の有無など周囲の環境の影響を受けるため、暑さの原因を理解し、そのうえで適切な対
25 策を講じることが重要である。

26 本ガイドラインでは、気温、湿度、日射・輻射、風の要素をもとに算出する暑さ指数を
27 用いた評価等について記載している。

28 (暑さ対策のポイント)

29 本ガイドラインでは、まちなかの暑さ対策を、強い日射を遮ること（「うえ」）、高温化し
30 た地表面（「した」）や建物の壁面の冷却（「よこ」）及び空気・体の冷却（「まんなか」）の四
31 つに分類し、これらを複合的に組み合わせることで、まちなかに涼しい場所（暑さをしの
32 ぐ場所）を創出することを推奨している。

33 (暑さ対策技術（グリーンインフラ関連）)

34 グリーンインフラに関連した手法としては、街路樹等で連続した緑陰を形成することに
35 よる日陰の創出や、地表面や壁面等の緑化が挙げられる。また、涼しい場所（暑さをしの
36 ぐ場所）を整備する際には、風の流れを阻害しないよう配慮することや、河川の特徴を利
37 用することも考えられる。河川は、夕方日射が弱くなることで川面が冷たくなるため、河
38 川に吹く風と組み合わせることで体感的な暑さをやわらげることが期待される。

1 (暑さ対策技術（グリーンインフラ以外）)

2 その他、冷却ルーバー、微細ミスト、送風ファン、冷却ベンチ、日傘などをグリーンイ
3 ンフラに関連した暑さ対策と組み合わせて活用することも有効である。

5 (4) 30 by 30 目標

6 一関連箇所：社会課題解決に向けた実装（④生物多様性の確保）

7 世界的に生物多様性の損失が続いている状況を受けて、「ネイチャーポジティブ」という
8 考え方が注目されている。日本の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計
9 画である「生物多様性国家戦略 2023-2030」において、「ネイチャーポジティブ」とは「自
10 然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」こととされている。
11 従来の自然保護だけを行うのではなく、気候変動対策や資源循環等の様々な分野の施策と
12 連携し、社会・経済全体が生物多様性の保全に貢献するよう変革させていく考え方である。

13 ネイチャーポジティブ実現の鍵となる「30by30 目標」は、2030 年までに陸と海の 30% 以
14 上を健全な生態系として効果的に保全しようとするものである。目標達成のため、国立公
15 園等の保護地域の拡張に加え、新たに OECM（保護地域以外で生物多様性の保全に資する地
16 域）を設定・管理することが重要となっている。

17 日本では、OECM に係る仕組みとして、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られ
18 ている区域を国が「自然共生サイト」として認定する制度を 2023 年度に開始した。企業の
19 水源の森や都市の緑地、里地里山、里海など、これまであまり保護地域に指定されていな
20 い場所も対象となるもので、これを法制化した「地域における生物の多様性の増進のため
21 の活動の促進等に関する法律」が 2025 年 4 月に施行され、環境省、農林水産省、国土交通
22 省の 3 省共管の制度となった。2025 年 9 月末現在で 448 ヶ所が自然共生サイトに認定され
23 ている。また、自然共生サイトでの保全活動に支援を行った企業等に対して、国が「自然
24 共生サイトに係る支援証明書」を発行する制度も運用している。これらの仕組みにより、
25 30by30 目標達成に向けた活動を加速させることが期待される。

26 (5) SATOYAMA イニシアティブ

27 一関連箇所：社会課題解決に向けた実装（④生物多様性の確保）

28 (二次的自然環境の重要性)

29 里山・里海といった二次的自然環境は、国土保全や水源かん養、食料や木材など自然資
30 源の供給、良好な景観形成、身近な自然とのふれあいの場、文化の伝承など様々な役割を
31 果たしている。また農地、ため池、森林、草原など多様な自然環境を有するため、生物多
32 様性保全の観点からも重要であるが、社会的・経済的課題に直面し、我が国を含む多くの
33 地域で存続の危機に瀕している。

34 (SATOYAMA イニシアティブとは)

35 我が国は、食料や燃料等の生産の場などとして、二次的自然環境を持続可能な形で利用
36 してきた経験があり、この環境の保全と持続可能な利用を国際的に推進するため、2007 年

1 に国連大学と共同で SATOYAMA イニシアティブを提唱した。さらに、2010 年に愛知県名古
2 屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）を契機として、SATOYAMA イ
3 ニシアティブのコンセプトを多様なステークホルダーとともに実践していくため、
4 SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）を発足した。現在、IPSI には 80
5 か国・地域の 346 団体が参加している。

6 (IPSI の活動及び我が国の支援)

7 IPSI は、主に（1）情報共有及び情報プラットフォーム（2）ネットワーキング（3）
8 現場活動の支援・能力構築の推進（4）研究活動・政策への貢献の 4 つの活動を実施して
9 いる。我が国は国連大学サステイナビリティ高等研究所に設置されている IPSI 事務局を支
10 援している他、国連開発計画を実施機関とする SATOYAMA イニシアティブ推進プログラム
11 （COMDEKS）により、途上国における地域コミュニティによる二次的自然環境の維持・再構
12 築のための現地活動を支援するとともに、その現地活動の成果に関する知見の集約・発信
13 を行っている。

15 2. 農林水産省における取組

16 (1) みどりの食料システム戦略の推進【P】

17 一関連箇所：基盤づくり、社会課題解決に向けた実装

18 (目指す姿：持続可能な食料システムの確立)

19 我が国の食料・農林水産業は、気候変動による大規模な自然災害の増加や食料生産の不
20 安定化等の課題に直面している。また、SDGs や環境を重視する国内外の動きが加速し、
21 あらゆる産業に浸透しつつあり、我が国の食料・農林水産業においても、環境と調和のと
22 れた食料システムを確立していく必要がある。これらを踏まえ、令和 3（2021）年 5 月農
23 林水産省は、みどりの食料システム戦略を策定し、さらに、令和 4（2022）年 7 月には、
24 みどりの食料システム法⁶が施行された。

25 (食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現)

26 みどりの食料システム戦略は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベ
27 ーションで実現させるため、中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針である。みど
28 りの食料システム戦略では、令和 32（2050）年までに目指す姿として、農林水産業の CO₂
29 ゼロエミッション化の実現、化学農薬の使用量（リスク換算）を 50% 低減、輸入原料や化
30 石燃料を原料とした化学肥料の使用量を 30% 低減、耕地面積に占める有機農業の取組面積
31 の割合を 25%（100 万 ha）に拡大といった 14 の数値目標（KPI）を掲げています。また、そ
32 の実現のために、調達から生産、加工・流通、消費までの食料システムの各段階での課題
33 の解決に向けた行動変容、既存技術の普及、革新的な技術・生産体系の開発と社会実装を
34 進めいくこととしている。

⁶ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律

1 (2) 森林整備・保全による森林の水源涵養機能の発揮

2 一関連箇所：社会課題解決に向けた実装（①持続的で快適な都市・生活空間の形成、②防
3 災・減災）

4 (森林整備・治山対策)

5 我が国の国土面積のうち約3分の2を占める森林は、様々な働きを通じて国民生活の安
6 定向上と国民経済の健全な発展に寄与しており、これらの働きは「森林の有する多面的機
7 能」と呼ばれる。森林の有する多面的機能のうち、森林土壤等の働きによる洪水の緩和、
8 水資源の貯留、水質の浄化等の機能のことを「水源涵養機能」と言い、その発揮のために
9 は、間伐や主伐後の再造林等の森林整備により、健全な森林を育てることが必要。また、
10 水源涵養等の公益的機能の確保が特に求められる森林については保安林に指定するととも
11 に、治山事業により、森林において山腹斜面の安定化や荒廃した溪流の復旧整備等を実施
12 している。これらの森林整備・治山対策を進めることで、水源涵養機能を含めた森林の多
13 面的機能の高度発揮を図っている。

14 (流域治水との連携)

15 森林整備・治山対策は流域治水の取組に位置付けられ、全国各地の流域治水協議会に森
16 林管理局及び都道府県林務部局が参画している。具体的には、森林の保水力の維持・向上
17 のための筋工等の設置や間伐等の実施、砂防事業と連携した土砂・流木の流出抑制対策等
18 を実施している。

20 (3) 持続可能な水田農業を支える「大崎耕土」の伝統的水管理システム

21 一関連箇所：社会課題解決に向けた実装（①持続的で快適な都市・生活空間の形成）

22 (世界農業遺産「持続可能な水田農業を支える『大崎耕土』の伝統的水管理システム」)

23 宮城県大崎地域は、東北の太平洋側に特有の冷たく湿った季節風「やませ」による冷害
24 や地形的要因による洪水、渴水の気象災害に悩まされてきた地域である。このような厳しい
25 自然環境下で、食料と生計を維持するため、「水」の調整に様々な知恵や工夫、多くの苦
26 労を重ねながら、稻作を中心とした水田農業を発展させてきた。この水を巧みに活用する
27 伝統的水管理システムは、平成29年に世界農業遺産⁷に認定されている。

28 (巧みな水管理や屋敷林「居久根（いぐね）」による災害に強い農業・農村の形成)

29 気象災害に長年悩まされてきた厳しい自然環境下での農業を可能とする水田用水を確保
30 するため、隧道、ため池、用排水網等の確保に力を注ぐほか、深水管理などの「やませ」
31 対策を講じてきた。また、農家の暮らしを支える屋敷林「居久根」は、屋敷の周辺を様々
32 な樹木等で囲むことにより、洪水や冬の北西風から家屋を守るとともに、多くの動植物の
33 生息場所を提供しつつ独自の景観を形成している。このような屋敷林（居久根）は周辺の
34 水田や水路網とつながって地域の湿地性の複合生態系やランドスケープを特徴づけると
35 ともに、災害に強い農業・農村を形成している。

7 世界的に重要な伝統的農林水産業を営む地域を、国際連合食糧農業機関（FAO）が認定する制度

1 (4) 「海岸防災林」による防災・減災

2 一関連箇所：社会課題解決に向けた実装（②防災・減災）

3 (海岸防災林とは)

4 海岸での森林の保全や植栽に取り組み、潮風や飛砂、濃霧などを防ぐ防災目的のために
5 人工的に造られてきた樹林を指している。

6 (海岸防災林が持つ多様な効果)

7 海岸防災林は多くの機能を発揮することによって、飛砂の発生抑制から潮風害防備、津
8 波被害の軽減など、沿岸地域に住む人々の生命や財産を守り、生活を豊かにする役割を担
9 っている。また、漁場の育成、風致・レクリエーションの場の提供、生物多様性の保全や
10 航行目標としての機能も有している。

11 (東日本大震災における海岸防災林)

12 津波災害では、海岸防災林が被災した一方で、津波エネルギーの減衰や漂流物を捕捉す
13 るなど一定の効果があったことも踏まえ、津波に対する多重防御施策の一つとして、各地
14 において海岸防災林の整備を進めている。

15

16 (5) 流域治水における「田んぼダム」の取組

17 一関連箇所：社会課題解決に向けた実装（②防災・減災）

18 (田んぼダムの活用)

19 「田んぼダム」とは、水田の落水口に流出量を抑制する小さな穴の開いた調整板などを
20 設置することで、水田に降った雨水を時間をかけてゆっくりと排水し、水路や河川の水位
21 の上昇を抑え、溢れる水の量や範囲を抑制することで、「田んぼダム」を実施する地域やそ
22 の下流域の湛水被害リスクを低減するための取組である。

23 「田んぼダム」の恩恵を得るためには、農業が持続的に営まれ、農地が健全に保全され、
24 「田んぼダム」の取組が継続して行われる必要がある。「田んぼダム」を通じて農業や防災・
25 減災への理解が深まり、地域住民や様々な関係者間の繋がりが強化されることで、地域の
26 持続性と協働力の向上が期待される。

27

28 (6) 防災協力農地

29 一関連箇所：社会課題解決に向けた実装（②防災・減災）

30 (防災協力農地とは)

31 農家が所有する農地について、農家や農家の同意を得たJAなどが地方自治体と災害発
32 生時の避難空間、仮設住宅建設用地等として利用する内容の協定等を自主的に締結してい
33 る農地。

34 (防災協力農地が担う役割)

35 地震等の災害時における一時避難場所、生活用水や農産物の供給、仮設住宅建設用地及
36 び復旧用の資材置場としての利用など。

37

1 (7) 温室効果ガス吸収源としての森林

2 一関連箇所：社会課題解決に向けた実装（⑥温室効果ガスの削減）

3 （森林の整備・保全と木材利用の推進）

4 森林は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収し、幹や枝などの形で炭素を固定する
5 ことで地球温暖化防止に大きく貢献。また、木材利用は、炭素の貯蔵、エネルギー集約的
6 資材の代替、化石燃料の代替の3つの面で、地球温暖化の防止に貢献し得るもの。

7 2050年ネット・ゼロの実現に貢献するため、再造林等の確実な実施等の適切な森林の整備、
8 保安林制度等の運用を通じた森林の適切な管理・保全、炭素を長期貯蔵する木材の利用を
9 推進。

10 （森林由来のJ-クレジット制度）

11 近年のネット・ゼロ実現への関心の高まりや制度・運用の改善等により、2024年度は森
12 林由来J-クレジットの認証量が過去最大の伸び幅となった。森林由来J-クレジットの活用
13 を通じた森林整備の促進により、水源涵養、土砂災害防止、生物多様性保全や地域経済へ
14 の貢献等、二酸化炭素吸収以外にも様々な効果（非炭素プレミアム価値）が期待される。

【付録資料】

年	グリーンインフラに関連する動き	グリーンインフラの推進に向けた施策
2015	・「第二次国土形成計画」閣議決定 ・「第4次社会資本整備重点計画」閣議決定	
2016		
2017		
2018		
2019		・「グリーンインフラ推進戦略」(国交省)公表
2020		・「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」設立 ・「グリーンインフラ大賞」の開始
2021	・「流域治水関連法」の成立	
2022	・生物多様性条約第15回締結国会議【COP15】:「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択等 ・「SDGsアクションプラン2020」(内閣SDGs推進本部)の策定	
2023	・「生物多様性国家戦略2023-2030」(閣議決定)の策定 ・「TNFD」(自然関連財務情報開示タスクフォース)最終提言の公表	・「グリーンインフラ推進戦略2023』(全面改訂)の策定 ・「グリーンインフラ実践ガイド」(国交省)の発行 ・「グリーンインフラ産業展」の開始
2024	・「第六次環境基本計画」閣議決定 ・「土地基本方針」閣議決定 ・「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」策定(環境省・農水省・経産省・国交省) ・「都市緑地法の一部を改正する法律」成立 ✓ 法に基づく「緑の基本方針」(国交省)の策定 ✓ 「優良緑地確保計画認定期度(TSUNAG)」の運用開始 ・「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方提言」(生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方検討会)の公表	・「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン(案)」(国交省)の発行 ・「グリーンインフラの事業・投資のすゝめ」(経済価値研究会)の発行
2025	・「地球温暖化対策計画」閣議決定 ・「第1次国土強靭化実施中期計画」閣議決定	